

官報号外

平成二十二年十一月十二日

○ 第百七十六回 参議院会議録第八号

平成二十二年十一月十二日(金曜日)
午前十時一分開議

○議事日程 第八号
平成二十二年十一月十二日

午前十時開議

第一 保険業法等の一部を改正する法律の一部

を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、第百七十六回国会衆議院送付)

第二 地域における多様な主体の連携による生
物の多様性の保全のための活動の促進等に關
する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、調査会設置の件

以下 議事日程のとおり

○議長(西岡武夫君) これより会議を開きます。
この際、調査会の設置についてお諮りいたします。

国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関し、
長期的かつ総合的な調査を行うため、委員二十五
名から成る国際・地球環境・食糧問題に関する調
査会を、
国民生活・経済・社会保障に関し、長期的かつ
総合的な調査を行うため、委員二十五名から成る
国民生活・経済・社会保障に関する調査会を、

平成二十二年十一月十二日 参議院会議録第八号

調査会設置の件

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

〔投票開始〕

○国民生活・経済・社会保障に関する調査会委員

梅村聰君 郡司彰君 長藤田幸久君

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤田幸久君登壇、拍手〕

○藤田幸久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、保険業法の特例として経過的に認められている社団法人等の行う保険業の果たす役割にかんがみ、当分の間、引き続きこれらの保険業を継続して行うことと可能とするとともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備しようとするものであります。

なお、衆議院において、今回の改正に係る特定保険業の制度についての検討規定に關して、見直しの期日を「施行後適当な時期」から「施行後五年を目途」に改める修正が行われております。委員会におきましては、認可特定保険業者に対する規制の内容と行政庁による適切な監督の必要性、共済事業の将来的な位置付け等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

〔藤田幸久君登壇、拍手〕

○共生社会・地域活性化に関する調査会委員

加賀谷健君 金子恵美君 中村哲治君 幸司君

神本恵子君 徳永エリ君 武内則男君 直嶋正行君

岡田廣君 岩井茂樹君 岩城光英君 加治屋義人君

平山幸司君 幸成君 清成君 岩城光英君

前川清成君 岩城光英君 加治屋義人君

石井浩郎君 渡辺猛之君 横山信一君 田村智子君

高階恵美子君 岩城光英君 加治屋義人君

浜田昌良君 上野ひろし君 福島みづほ君 松下新平君

佐藤眞勲君 藤原正司君 邦彦君 桥本聖子君

佐藤将史君 室井正司君 有村治子君 山田俊男君

中山敏栄君 正久君 熊谷大君 加藤修一君

松田博崇君 佐藤哲郎君 橋本聖子君

恭子君 信夫君 桥本聖子君

水落岸米長野村大君 加藤智子君

石川正久君 佐藤哲郎君 橋本聖子君

松田哲郎君 佐藤正久君 橋本聖子君

中川博崇君 佐藤正久君 橋本聖子君

紙智子君 佐藤正久君 橋本聖子君

○議長(西岡武夫君) 日程第一 保険業法等の一
部を改正する法律の一部を改正する法律案(第百
七十四回国会内閣提出、第百七十六回国会衆議院
送付)を議題といたします。

〔質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(西岡武夫君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたしました。
投票終了

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたしました。
投票終了

○議長(西岡武夫君) よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。
（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 日程第一 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。環境委員長北川イッセイ君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○北川イッセイ君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案、いわゆる里地里山法案は、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するため、主務大臣による地域連携保全活動計画の作成について定めるとともに、当該計画に基づく活動の実施について、自然公園法、森林法、都市緑地法等の特例

措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、COP10の成果を受けた今後の我が国の取組、里地里山保全の重要性、地域連携保全活動への支援措置、生物多様性の経済的評価等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

午前十時十分散会

出席者は左のとおり。

議長 西岡 武夫君
副議長 尾辻 秀久君

議員 竹谷 とし子君
吉田 忠智君
山本 博司君
森田 高君
長沢 広明君
又市 征治君
金子 洋一君
谷合 正明君
福島みづほ君
米長 晴信君
西田 実仁君
渡辺 孝男君
松野 信夫君
室井 邦彦君
魚住裕一郎君
荒木 清寛君
大石 尚子君
中村 哲治君
木庭健太郎君
山口那津男君
藤原 正司君
高橋 千秋君
櫻井 充君
石橋 通宏君
安井美沙子君
小見山幸治君
西村まさみ君
吉川 沙織君
外山 斎君
梅村 聰君
恵美君
牧山ひろえ君
幸司君
岡崎トミ子君
北澤 俊美君

川合 孝典君
水戸 将史君
横峯 良郎君
蓮 翩君
藤末 健三君
川崎 稔君
大久保 勉君
水岡 俊一君
岩本 司君
広野たし君
平田 健二君
羽田雄一郎君
小川 敏夫君
小川 勝也君
大野 元裕君
難波 燐二君
大江 康弘君
小川 勝也君
元裕君
松浦 大悟君
植松恵美子君
風間 直樹君
姫井由美子君
谷岡 郁子君
相原久美子君
加賀谷 健君
那谷屋正義君
藤本 祐司君
芝 博一君
柳澤 光美君
那谷屋正義君
藤本 良信君
佐藤 正久君
足立 信也君
津田弥太郎君
主濱 了君
野上浩太郎君
大塚 耕平君
平野 達男君
池口 修次君
山谷えり子君

徳永 久志君
大島九州男君
轟木 利治君
広田 一君
尾立 源幸君
前川 清成君
白 眞敷君
藤田 幸久君
森 ゆうこ君
榛葉賀津也君
鈴木 寛君
郡司 彰君
輿石 東君
加藤 敏幸君
長浜 博行君
直嶋 正行君
中原 八一君
江崎 孝君
中西 祐介君
中谷 智司君
舟山 康江君
塚田 一郎君
武内 則男君
大河原雅子君
藤原 良信君
佐藤 正久君
足立 信也君
津田弥太郎君
主濱 了君
野上浩太郎君
大塚 耕平君
平野 達男君
池口 修次君
山谷えり子君

官 報 (号 外)

平成二十二年十一月十二日 参議院会議録第八号

參議院會議錄第八號

議長の報告事項

(小字及び
は衆議院修正)

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

保険業法等の一部を改正する法律の一部を
改正する法律

保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年
法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを「特定保険業を行つてい
た一般社団法人等に関する特例」に改め、同条第
一項中「施行の」を「公布の」に、「行つて
いる者

は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定
める日までの間」を「行つていた者(当該者と密接
な関係を有する者として主務省令で定める者を含
む)」に、「引き続き特定保険業」を「当分の間、行
政府の認可を受けて、当該特定保険業」に改め、
同項各号を削る。

附則第一条第四項中「特定保険業者」を「認可取
消業者」に、「内閣総理大臣」を「行政庁」に、「第一
項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める」
を「第一項の認可を取り消された」に改め、同項を
同条第十一項とし、同条第三項中「この法律の施
行の際現に特定保険業を行つている者(前項に規
定する者及び附則第五条第一項各号に掲げる者並
びに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業
法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を
除く。以下「特定保険業者」という。)は、第一項各
号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日後に
おいては、当該各号に定める」を「附則第四条第一
項及び第二項において読み替えて準用する新保
険業法第二百二十三条又は第二百七十二条の二十七の
規定により第一項の認可を取り消された者(次項
及び第十二項において「認可取消業者」という。)」
のとする。

は、当該認可を取り消されたに、「若しくは少額
短期保険業者」を「少額短期保険業者若しくは
認可特定保険業者」に改め、同項を同条第十項と
し、同条第二項中「前項」を「新保険業法第三条第
一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第一
項の次に次の七項を加える。

2 前項の認可を受けようとする者は、平成二十
五年十一月三十日までに、次に掲げる事項を記
載した申請書を行政庁に提出しなければならな
い。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類その他主
務省令で定める書類を添付しなければならな
い。

4 新保険業法第四条第三項の規定は、前項の規
定による同項第一号の定款の添付について準用
する。この場合において、同条第三項中「内閣
府令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるも
のとする。

5 第三項第一号に掲げる書類(前項において読み
替えて準用する新保険業法第四条第三項に規
定する電磁的記録を含む。)には、事務所(特定
保険業に係る業務を行うものに限る。)の所在地
を記載し、又は記録しなければならない。

6 第三項第二号から第四号までに掲げる書類に
は、主務省令で定める事項を記載しなければな
らない。

7 行政庁は、第一項の認可の申請があつた場合
において、当該申請が次に掲げる基準に適合す
ると認めるときは、同項の認可をするものとす
る。この場合において、当該認可を受けた者が、
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及
び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関
する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備
法」という。)第四十二条第一項に規定する特例
社団法人又は特例財団法人であるときは、当該
認可は、整備法第一百六条第一項(整備法第二百二
十一条第一項において読み替えて準用する場合
を含む。)の登記をした日にその効力を生ずるも
のとする。

8 理事又は監事のうちに次のいずれかに該
当する者のある一般社団法人又は一般財団
法人又は一般財団法人

9 この法律、新保険業法、出資の受入
れ、預り金及び金利等の取締りに関する
法律若しくは暴力団員による不当な行為
の防止等に関する法律(平成三年法律第
七十七号)若しくはこれらに相当する外
国の法令の規定に違反し、又は刑法(明
治四十一年法律第四十五号)若しくは暴力
行為等処罰に関する法律(大正十五年法
律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これ
に相当する外国の法令による刑を含む。)
に処せられ、その刑の執行を終わり、又
はその刑の執行を受けることがなくなつ
た日から五年を経過しない者

10 法人又は一般財団法人

11 (1) この法律、新保険業法、出資の受入
れ、預り金及び金利等の取締りに関する
法律若しくは暴力団員による不当な行為
の防止等に関する法律(平成三年法律第
七十七号)若しくはこれらに相当する外
国の法令の規定に違反し、又は刑法(明
治四十一年法律第四十五号)若しくは暴力
行為等処罰に関する法律(大正十五年法
律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これ
に相当する外国の法令による刑を含む。)
に処せられ、その刑の執行を終わり、又
はその刑の執行を受けることがなくなつ
た日から五年を経過しない者

12 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得
ない者又は外国の法令上これと同様に取
り扱われている者

13 (3) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の
法令による刑を含む。)に処せられ、その

刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(4) 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)が、新保険業法第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により新保険業法第三百三十五条の免許を取り消され、新保険業法第二百五条若しくは第二百六条の規定により新保険業法第三百八十五条第一項の免許を取り消され、新保険業法第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により新保険業法第二百十九条第一項の免許を取り消され、新保険業法第一百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により新保険業法第二百七十二条第一項の登録を取り消され、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第号。以下「平成二十二年改正法」という。)による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられ、若しくは新保険業法第三百七条第一項の規定により新保険業法第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律若しくは新保険業法第三百七条第一項の規定により新保険業法第二百七十六条若しくは新保険業法に相当する外国の法令の規定により新保険業法第二百七十二条の二十六第一項の規定により当該外国において受けている同国において受けている同種類の免許若し

くは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、若しくは当該外国において行われてゐる同種類の事業の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は廃止を命ぜられた日から五年を経過しない者

(5) 新保険業法第三百七条第一項の規定により新保険業法第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消され、又は新保険業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他行政処分を含む。)を取り消された者で、その取消しの日から五年を経過しない者

(6) 新保険業法第三百三十三条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、新保険業法第二百五条若しくは第二百三十七条の規定により解任を命ぜられた日本における代表者、新保険業法第二百七十二条の二十六の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは管理人又は日本における代表者であつた者(これらに類する者を含む。)で、その取消し又は廃止を命ぜられた日から五年を経過しない者

は登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、若しくは当該外国において行われてゐる同種類の事業の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は廃止を命ぜられた日から五年を経過しない者

(7) 認可特定保険業者(第一項の認可を受け特定保険業を行う者をいう。以下同じ。)が、附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百三十三条又は第二百七十二条の二十七条の規定により第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその認可特定保険業者の理事又は監事であった者は

(8) 附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百三十七条の規定により解任を命ぜられた理事又は監事

へ 少額短期保険業者

一 申請者の行う特定保険業が、この法律の公布の際に当該申請者又は当該申請者と密接な関係を有する者として主務省令で定める者が行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められること。

二 申請者が、特定保険業を的確に遂行するに必要な基準として主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること。

三 申請者が、特定保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有すること。

四 申請者が、特定保険業を適正かつ確實に行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること。

五 他に行う業務が特定保険業を適正かつ確實に行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること。

六 第三項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に欠けるおそれのないものであること。

官 報 (号 外)

五 すべての保険契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡したとき その
保険契約管理業者

第三条 新保険業法第二編第七章第一節(第百三十八条、第百四十一条第二項及び第百四十二条(第一項の規定を除く。)の規定(これら)の規定に係る罰則を含

む。)は、この法律の公布の際現に特定保険業を行っていた者(一般社団法人又是一般財團法人である者を除く。)が、認可特定保険業者に保険契約の移転を行う場合について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四項	第一百三十七条第二項及び	第一百三十六条の二第二項	第一百三十六条の二第二項	会社法第三百九十三条第二項 (株主総会の決議)に定める 決議又は第六十二条第二項
公告	決議をした	その営業時間	取締役(委員会設置会社に あつては、執行役)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項(社員総会の決議)又は第一百八十九条第二項(評議員会の決議)
第一百三十七条第一項	決議しなければ	移転会社の株主又は保険契約者	前条第一項の株主総会等の 会日の二週間前	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項社員総会の招集の通知)又は第一百八十二条第一項(評議員会の招集の通知)
		公告	役員(法人でない社団又は財団の代表 者又は管理人を含む。)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十五条第一項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。)の作成日
		に係る契約書	公告又は通知	第一百三十五条第一項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。)の作成日
		第一百三十五条第一項の契約 書	移転契約書	第一百三十五条第一項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。)の作成日
		移転会社の株主又は保険契 約者	移転対象契約者	第一百三十五条第一項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。)の作成日
		その営業時間	移転業者の営業時間	第一百三十五条第一項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。)の作成日
		決議をした	決議があつた	第一百三十五条第一項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。)の作成日
		公告しなければ	官報に公告し、又は移転対象契約者に 対して各別に通知しなければ	第一百三十五条第一項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。)の作成日

第一百三十九条第二項

どうか

どうか(移転先法人が当該保険契約の移転を受ける前に特定保険業(平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業)をいう。以下この項において同じ。)を行つて認可特定保険業者である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するかどうか及び当該保険契約の移転に係る特定保険業が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先法人の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか)

(認可特定保険業者等に対する新保険業法の規定の準用)
第四条 新保険業法第九十七条第三項、第一百条の二、第一百条の四、第一百十条(第二項を除く。)、第一百一条(第二項を除く。)、第一百十三条から第一百十六条(第二項を除く。)まで、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条から第一百二十二条まで、第一百二十三条、第一百二十四条、第一百三十一条から第一百三十三条まで、第二百七十二条の八第三項、第二百七十二条の九、第二百七十二条の十一、第二百七十二条の二十一(第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項を除く。)から第二百七十二条の二十三まで及び第二百七十二条の二十七の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は認可特定保険業者について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十条第一項	公告	官報に公告	内閣府令	主務省令	2 前項の規定により新保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。
第三百三十三条第一項各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員(法人でない社団又は財團の代表者又は管理人を含む。)	内閣総理大臣	行政令	
第三百三十三条第一項第	この法律若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。)若しくは	第百十一条第一項	この法律	2 前項の規定により新保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。
第三百三十三条第一項第六号及び第十号	この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。)又は	第百十一条第一項	この法律	2 前項の規定により新保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。
第三百三十三条第一項第九号において	及び第一百七十二条の二十	この法律(平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。)又は	第百十一条第一項	この法律	2 前項の規定により新保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

公衆	保険契約者(保険契約の相手方となることができる者を含む。以下この条において同じ。)	本店又は主たる事務所及び支店又は從たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所	その事務所(専ら特定保険業(平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業)をいう。以下同じ。以外の業務の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。第四項において同じ。)	内閣府令	2 前項の規定により新保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。
----	---	---	---	------	--

官 報 (号 外)

内閣府令・財務省令	主務省令
第三百三十二条の前の見出し し	第三百三十二条第二項
第三百三十三条各号列記以外の部分	第三百三十三条各号列記以
ときは 七項第一号イ、ロ、ニ若しくはホに該当することとなつたとき、同項第三号若しくは第四号に掲げる基準に適合しなくなつたとき又は不正の手段により同条第一項の認可を受けたときは	ときは 七項第一号イ、ロ、ニ若しくはホに該当することとなつたとき、同項第三号若しくは第四号に掲げる基準に適合しなくなつたとき又は不正の手段により同条第一項の認可を受けたときは
免許 若しくは監査役 取締役、執行役、会計参与 理事若しくは監事	免許 第三条第一項の免許 第四条第二項各号 同項の認可
免許 付随する業務 少額短期保険業及びこれに 連する業務	免許 特定保険業及びこれに附帯する業務並 びに保険代理業(保険会社その他これ に準ずる者として主務省令で定める者 の業務の代理又は事務の代行(保険募 集その他の主務省令で定めるものに限 る。)をいう。)
第三百七十二条の十一第一 二項 ただし、少額短期保険業に 関連する業務として内閣府 令で定める業務で 認められるもの	第三百七十二条の十一第一 二項 ただし 認められる業務
第三百七十二条第一項 三項	第三百七十二条第一項
認可 平成十七年改正法附則第二条第一項	認可

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

その他の理由により発生し得る危険であつて
通常の予測を超えるものに対応する額として
主務省令で定めるところにより計算した額
新保険業法第一編第七章第一節の規定(これら
の規定に係る罰則を含む。)は、認可特定保険

11

業者について準用する。この場合において、次
の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替
えは、政令で定める。

第百三十五条第一項		この法律		この法律及び保険業法等の一部を改 正する法律(平成十七年法律第三十八 号。以下「平成十七年改正法」という。) 外国保険会社等、少額短期保険業者及 び認可特定保険業者	
第百三十五条第二項	公告	又は社員総会	総代会)	又は第六十二条第二項	、第六十二条第二項
第百三十六条第一項	、社員総会	、社員総会	、社員総会)又は評議員会	、第六十二条第二項	、第六十二条第二項
第百三十六条第二項	又は第六十二条第二項	又は第六十二条第二項	又は第六十二条第二項	第百三十七条第二項	第百三十七条第二項
第百三十六条第三項	によらなければならぬ 又は一般社団法人及び一般財團法人に 関する法律第四十九条第二項(社員總 会の決議)若しくは第八十九条第二 項評議員会の決議)に定める決議によ らなければならぬ 含む。)	によらなければならぬ 又は一般社団法人及び一般財團法人に 関する法律第四十九条第二項(社員總 会の決議)若しくは第八十九条第二 項評議員会の決議)に定める決議によ らなければならぬ 含む。)	によらなければならぬ 又は一般社団法人及び一般財團法人に 関する法律第四十九条第二項(社員總 会の決議)若しくは第八十九条第二 項評議員会の決議)に定める決議によ らなければならぬ 含む。)	内閣府令	内閣府令
第百三十六条の二第一項	内閣府令	内閣府令	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣

第百三十七条第一項		内閣府令		主務省令	
第百四十条第一項	どうか	内閣総理大臣	行政庁	主務省令	主務省令
内閣府令	どうか	内閣総理大臣	行政庁	主務省令	主務省令
主務省令	あるかどうか	内閣総理大臣	行政庁	主務省令	主務省令

第一百四十四条第一項	この法律	この法律及び保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)
第一百四十四条第二項	外国保険会社等(内閣府令で定めるものを除く。)	外国保険会社等(主務省令で定めるものを除く。)、少額短期保険業者及び認可特定保険業者
委託会社	株主総会等	株主総会等(株主総会、社員総会(総代会を設けているときは、総代会)又は評議員会をいう。以下同じ。)
委託業者	又は第六十二条第二項	、第六十二条第二項に定める決議又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項(社員総会の決議)若しくは第一百八十九条第二項(評議員会の決議)
第一百四十四条第四項	第一百三十六条第三項	平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する第一百三十六条第三項
第一百四十五条	内閣総理大臣	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項(社員総会の決議)若しくは第一百八十九条第二項(評議員会の決議)
第一百四十六条第一項及び第二項	委託会社	行政庁
第一百四十六条第三項	商業登記法第十八条、第十九条(申請書の添付書面)及び第四十六条(添付書面の通則)(これらの規定を第六十七条において準用する場合を含む。)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十七条(添付書面の通則)並びに第三百三十条(商業登記法の準用)において準用する商業登記法第八条及び第十九条(申請書の添付書面)

官 報 (号 外)

第百四十七条及び第一百四十八条第一項	委託会社	委託業者	委託業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第四条第十四項において準用する保険業法第二百四十四条第二項	委託業者
第一百四十八条第三項	委託会社	委託業者	保険業法第百四十四条第二項	委託業法第百四十四条第二項
第一百四十八条第四項	委託会社	委託業者	保険業法第百四十四条第一項	保険業法第百四十四条第一項
第一百四十九条第一項	委託会社	委託業者	保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第四条第十四項において準用する保険業法第二百四十四条第一項	委託業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第四条第十四項において準用する保険業法第二百四十四条第一項
第一百四十九条第二項	内閣総理大臣	委託業者	保険業法第百四十四条第一項	保険業法第百四十四条第一項
第三百三十三条第一項各号列記以外の部分	委託会社	委託業者	行政庁	行政庁
第三百三十三条第一項各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行つべき社員、監査役	役員	委託業者	委託業者
第三百三十三条第一項第3号	この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十四項において準用する場合を含む。)又は	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十四項において準用する場合を含む。)若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十四項において準用する場合を含む。)若しくは
第三百三十三条第一項第4号	この法律若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十四項において準用する場合を含む。)若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十四項において準用する場合を含む。)若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十四項において準用する場合を含む。)若しくは

認可特定保険業者が前項において読み替えて準用する新保険業法第二百四十四条第一項の規定により他の認可特定保険業者にその業務及び財産の管理の委託を行う場合において、前項において読み替えて準用する新保険業法第二百四十五条第一項の認可を受けたときは、当該他の認可特定保険業者は、当該管理の委託に係る業務を行うことにつき第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二条の十一第二項ただし書の承認を受けたものとみなす。

認可特定保険業者は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の規定にかかるわらず、他の一般社団法人又は一般財團法人と合併して認可特定保険業者を設立する合併をすることができない。新保険業法第百五十二条第一項、第百五十三条(第二項第一号を除く。)、第百五十四条、第百六十五条の二十三から第百六十七条(第一項第二号及び第三項を除く。)まで、第百七十一条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)、第百七十四条(第二項及び第四項を除く。)及び第百七十五条から第百七十九条までの規定(これららの規定に係る罰則を含む。)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的の読替えは、政令で定める。

					会社法第四百七十二条第一項
第一百六十五条の二十三	第二項 第一百五十四条	第三項 第一百五十三条第三項	第一項及び 第二項	同条中「次に」とあるのは、 〔第三号〕	同法第四百四十八条中「次に」とあるのは、 〔第三号から第七号までに〕と、同法第二百二十二条第一項中「次に」とあるのは、 〔第三号〕
会社法第七百四十八条	内閣府令	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	同法第四百四十八条中「次に」とあるのは、 〔第三号から第七号までに〕と、同法第二百二十二条第一項中「次に」とあるのは、 〔第三号〕
一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十二条	主務省令	行政令	行政令	行政令	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十二条

二項第二号	二項第二号	二項第六十五条の二十四第 二項各号列記以外の部分	二項第六十五条の二十四第 二項各号列記以外の部分	二項第一項	二項第一項	二項第一項	二項第一項
会社又は合併により設立す る会社	会社又は合併により設立す る会社	会社法合併会社	会社法合併会社	内閣府令	内閣府令	主務省令	主務省令
法人	法人	合併認可特定保険業者	合併認可特定保険業者	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百四十二条	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百四十二条	同法第二百四十六条第一項及び第二百五十条第一項(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)	同法第二百四十六条第一項及び第二百五十条第一項(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)
第一百六十五条の二十四第 二項各号列記以外の部分	第一百六十五条の二十四第 二項各号列記以外の部分	会社又は合併により設立す る会社が保険業を営む株式 会社	会社又は合併により設立す る会社が保険業を営む株式 会社	会社法第七百四十八条	会社法第七百四十八条	同法第七百八十二条第一項、第七百九十四条第一項(吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等)及び第八百三条第一項(新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等)	同法第七百八十二条第一項、第七百九十四条第一項(吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等)

二項第三号	第一百六十五条の二十四第 二項第四号	二項第五号	二項第六号	二項第七号	二項第八号	二項第九号	二項第十号	二項第十一号
内閣府令	会社法合併会社	内閣府令	内閣府令	内閣府令	内閣府令	内閣府令	内閣府令	内閣府令
主務省令	合併認可特定保険業者	主務省令	主務省令	主務省令	主務省令	主務省令	主務省令	主務省令
設立する保険会社等	保険会社等又は合併により 設立する保険会社等	会社法合併会社	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条及び第二百五十一条	会社法第七百八十九条、第七百九十九条及び第八百十一条	第一百六十五条の二十四第 九項	第一百六十五条の二十四第 六項	第一百六十五条の二十四第 四項	第一百六十五条の二十四第 二項
認可特定保険業者	認可特定保険業者	合併認可特定保険業者	認可特定保険業者	内閣府令	内閣府令	内閣府令	内閣府令	内閣府令
第一百六十六条第二項	第一百六十六条第一項	内閣府令	主務省令	内閣府令	内閣府令	内閣府令	内閣府令	内閣府令
保険会社等又は合併により 設立する保険会社等	保険会社等又は合併により 設立する保険会社等	内閣府令	主務省令	内閣府令	内閣府令	内閣府令	内閣府令	内閣府令
認可特定保険業者	認可特定保険業者	内閣府令	主務省令	内閣府令	内閣府令	内閣府令	内閣府令	内閣府令

官 報 (号 外)

第一百六十五条の七(第一百六十五条の十二において準用する場合を含む)、第一百六十五条の十七(第一百六十五条の二十において準用する場合を含む)又は前条	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	前条
第一百六十六条第三項各号	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
列記以外の部分	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
第一百六十六条第三項各号	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
列記以外の部分	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
第一百六十六条第三項第三	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
号	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
第一百六十六条第三項第三	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
号	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
第一百六十六条第三項第四	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
号	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
第一百六十七条第一項	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
号	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
第一百六十七条第一項	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
号	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
第一百六十七条第一項第一項	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
号	内閣府令	内閣府令	主务省令	主务省令	
第一百六十七条第一項各号	内閣総理大臣	内閣総理大臣	主务省令	主务省令	
列記以外の部分	内閣総理大臣	内閣総理大臣	主务省令	主务省令	
どうか	内閣総理大臣	内閣総理大臣	主务省令	主务省令	

第一百七十三条第一項第一号	第一百七十三条第一項第一号	第一百七十三条第一項第一号	第一百七十三条第一項第一号	第一百七十三条第一項第一号	第一百七十三条第一項第一号
第一百六十七条第一項第一項	第一百六十七条第一項第一項	第一百六十七条第一項第一項	第一百六十七条第一項第一項	第一百六十七条第一項第一項	第一百六十七条第一項第一項
号	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
第一百六十七条第一項各号	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
列記以外の部分	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
どうか	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
どうか及び合併後存続する認可特定保険業者の行う特定保険業(保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項に	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
による公告	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
による公告	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
により官報に公告したこと及び同項の規定によりその定款で定めた公告方法による公告又は催告	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣

において同じ。)が当該合併前に当該認可特定保険業者の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか

官 報 (号 外)

内閣総理大臣	行政 庁	清算一般社団法人等	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百二十五条第三項	若しくは第四百九十七条第二項(貸借対照表等の提出等)	会社法第四百九十二条第三項	内閣総理大臣	第一百七十五条第二項
第一百七十七条第三項		株主総会への提出等(これらの規定を第一百八十条の十七において準用する場合を含む。)	、第二百三十条第二項(貸借対照表等の提出等)	株主総会への提出等(これらの規定を第一百八十三条第一項において準用する場合を含む。)	第五百七条第三項	第二百四十四条第三項	第一百七十七条第一項
内閣府令	内閣総理大臣	内閣府令 内閣総理大臣	主務省令 行政庁	終了等) 終了等)	五百七条第三項	二百四十四条第三項	五百七条第三項
清算保険会社等	内閣府令	会社法第四百七十七条第三号若しくは第六号(解散の事由)第一百五十二条第二項において準用する場合を含む。)	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百四十八条第三号、第四号若しくは第七号若しくは第二百二十二条第一項第三号若しくは第六号(解散の事由)第一百五十二条第三項第二号に掲げる事由	同条第二項若しくは第三項の規定	五百七条第三項	二百四十四条第三項	五百七条第三項

報 (号外)

官報(号外)

第三百三十五条各号列記 以外の部分	掲げる者	掲げる者又は認可特定保険業者の保険 計理人
第三百三十五条第二号	一般社団法人等	認可特定保険業者
第三百三十六条	次に掲げる者 一般社団法人	次に掲げる者又は認可特定保険業者の 保険計理人
第三百三十七条第一項	次に掲げる者 認可特定保険業者	次に掲げる者又は認可特定保険業者の 保険計理人
第三百三十七条第二項	前項	前項(平成十七年改正法附則第四条第 二十二項において準用する場合を含 む。)
第三百三十七条第三項	第一項	第一項(平成十七年改正法附則第四条 第二十二項において準用する場合を含 む。)
第三百二十八条第一項	前条第一項	前条第一項(これらの規定を平成十七 年改正法附則第四条第二十二項におい て準用する場合を含む。)
第三百三十八条第二項	前条第一項	前条第一項(平成十七年改正法附則第 四条第二十一項において準用する場合 を含む。)
第三百三十九条	第三百三十七条第一項	第三百三十七条第一項(これらの規定 を平成十七年改正法附則第四条第二十 二項において準用する場合を含む。)
第三百二十四条第三項	第三百三十七条第一項	第三百三十七条第一項(平成十七年改 正法附則第四条第二十一項において準 用する場合を含む。)

附則第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 新保険業法第二百七十五条第一項第二号の規定(この規定に係る罰則を含む。)は認可特定保険業者又は認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集行為の締結の代理又は媒介を行うことをいふ。以下この条において同じ。)について、新保険業法第二百八十三条の規定は所属認可特定保険業者(保険募集に係る保険契約の保険者となるべき認可特定保険業者をいう。以下この条において同じ。)のために保険募集について、新保険業法第二百九十四条の規定は所属認可特定保険業者(保険募集を行う者について、新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百七十五条第一項第二号	損害保険会社(外国損害保 险会社等を含む。以下この 編において同じ。)の 並びに監査役及び監査委員 次条の登録を受けた損害保 险代理店	認可特定保険業者の社員若しくは 及び監事
第三百七十五条第一項	第三百七十五条第一項(これらの規定 を平成十七年改正法附則第四条第二十一 項において準用する場合を含む。)	第三百七十五条第一項(これらの規定 を平成十七年改正法附則第四条第二十一 項において準用する場合を含む。)附則第四条第 一項において準用する第二百七十二条 の二十一第一項の届出がなされた保険 代理店(認可特定保険業者の委託を受 けて、当該認可特定保険業者のために 保険募集を行う者(法人でない社団又 は財團で代表者又は管理人の定めのあ るもの)を含む。)であつて、当該認可特 定保険業者の社員又は役員若しくは使 用人でないものをいう。)

第三百九十四条第一号	第三百九十四条第三号	第三百九十五条第一項	第三百九十五条第二項	第三百九十五条第三項
第三百条第一項第七号	内閣府令	商号、名称又は氏名	名称	媒介（損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人につては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）
第三百条第一項第八号	内閣府令	行為（次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関する者は、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）	行為	媒介（損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人につては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）
第三百条第一項第八号	主務省令	子会社等（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する新保険業法第百三十二条第一項に規定する子会社等）に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持	主務省令	媒介（損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人につては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

附則第五条第一項第一号中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)」を「整備法」に改め、同条第五項中「を受けている」を「又は附則第二条第一項の認可を受けた」に改め、「(以下この条)」の下に「及び附則第三十四条の二第一項」を加え、同条第六項中「若しくは少額短期保険業者」を「少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者」	株会社(以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。)、当該保険持株会社等の子会社(保険会社等及び外国保険会社等を除く。)並びに保険業を行う者以外の者	内閣府令	主務省令	主務省令
第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項	第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第	内閣府令	主務省令	主務省令
第三百十七条の二第四号	第三百七十五条第一項各号	第三百七十五条第一項各号	平成十七年改正法附則第二条第三項各号(第五号を除く。)	平成十七年改正法附則第二条第三項各号(第五号を除く。)
第三百十七条の二第七号	第三百条第一項	第三百条第一項(平成十七年改正法附則第二条第三項各号(第五号を除く。))において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)	第三百条第一項(平成十七年改正法附則第二条第三項各号(第五号を除く。))において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)	第三百条第一項(平成十七年改正法附則第二条第三項各号(第五号を除く。))において準用する場合を含む。
第三百二十二条第一項第一号	第三百二十二条第一項を除く	第三百二十二条第一項を除く	第三百二十二条第一項を除く	第三百二十二条第一項を除く

者」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 新保険業法第二百七十五条第一項の規定は、第一項又は第二項の規定により特定保険業を行ふ者のために行う保険契約の締結の代理又は媒介については、適用しない。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

附則第十五条第一項中「株式会社」の下に「及び認可特定保険業者となつた者」を加え、同条第六項中「新保険業法第二百七十二条の二十九」の下に「又は附則第四条第十一項」を加え、「同条において」を「新保険業法第二百七十二条の二十九又は附則第四条第十一項において読み替えて」に改め、同条第七項中「移転対象契約者」との下に「新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二百三十七条第一項中「決議をした」とあるのは「決議があつた」とを加え、同条第八項中「新保険業法第二百七十二条の三十第二項」の下に「又は附則第四条第十四項」を加え、「同項において読み替えて」に改める。

附則第十六条第一項中「特定保険業者であつた」を「特定保険業者(平成二十一年改正法による改正前)に規定する特定保険業者(認可特定保険業者となつた者を除く。)」をいう。以下この条において同じ。)であつたに改め、「間に」の下に「平成二十一年改正法による改正前の」を加え、同条第五項中「を外国保険業者」の下に「(外国保険会社等を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第十項及び第十四項中「施行日

前又は」の下に「平成二十一年改正法による改正前の」を加え、同条第十七項及び第十八項中「二年を経過する日までの間に」の下に「平成二十一年改正法による改正前の」を加える。

附則第十九条第一項を次のように改める。

不正の手段により附則第二条第一項の認可を受けた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

以下この項において同じ。)を削り、「若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人」を「代理人」に改め、「又は人」を削り、「前項」を「前三項」に、「同項」を「当該各項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 附則第三十三条の二第一項の規定により附則第二条第一項の規定による認可に付した条件に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 附則第二条第二項の申請書又は同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附則第十九条の次に次の二条を加える。

(過料)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 附則第四条第四項の規定に違反して、同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないで子会社を保有した者

二 附則第六項の規定に違反した者又は同条第七項の規定に違反して同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないで同項各

号に掲げる行為を行つた者

三 附則第三十三条の二第一項の規定により同項に規定する認可等(附則第二条第一項の規定による認可を除く。)に付した条件に違反した者

附則第三十三条の次に次の二条を加える。

(認可等の条件)

第三十三条の二 行政庁は、この附則又はこの附則において読み替えて準用する新保険業法の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならない。

(立入検査に係る規定の準用)

第三十三条の三 新保険業法第二百十一条の規定は、附則第四条第一項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二条の二十三(附則第四条第十七項において読み替えて準用する新保険業法第二百三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法による行政庁(都道府県の知事その他の執行機関を除く。)の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

附則第三十四条の見出し中「内閣府令」を「内閣府令等」に改め、同条中「内閣府令」の下に「又は主務省令」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(行政庁等)

第三十四条の二 この附則(附則第十五条第四項を除く。)及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法における行政庁は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 この法律の公布の際現に特定保険業を行つた法人 移行登記をした日の前日において整備法第九十五条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行つていた行政機関(同日以前にあつては、同条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行つた行政機関)

二 前号に掲げる法人以外の法人 内閣総理大臣

3 この附則及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。

2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法による行政庁(都道府県の知事その他の執行機関を除く。)の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の保険業法等の一部を改正する法律(以下この条において「旧法」という。)附則第二条第

四項の規定により引き続き特定保険業(同条第一項に規定する特定保険業をいう。以下同じ。)を行つてゐる特定保険業者(同条第三項に規定する特定保険業者をいう。次項において同じ。)については、旧法附則第二条から第四条までの規定は、なおその効力を有する。

2 旧法附則第四条第一項の規定により読み替え適用する旧法による改正後の保険業法(平成七年法律第一百五号)第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)である特定保険業者については、旧法附則第四条第二項の規定は、なおその効力を有する。

3 旧法附則第五条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人(同項に規定する移行法人をいい、この法律による改正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。)については、旧法附則第三条(第二項を除く。)、第四条(第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。)、第五条第八項、第六条(第一項及び第五項に限る。)及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第五条第八項中「附則第二条第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第一号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。)による改正前の附則第二条第一項」と、「特定保険業者」とあるのは正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第一号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。)による改正前の附則第二条第三項に規定する特定保険業者

をいう。」と、「附則第五条第一項」とあるのは「附則第五条第五項」と、「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第十項」とあるのは「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項」とする。

4 旧法附則第六条第二項に規定する免許の申請者については、同項及び同条第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同

条第二項中「附則第四条第七項」とあるのは、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第一号)による改正前の附則第四条第七項」とする。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後(五年を目途として)適切な時期に

おいて、この法律による改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、この法律に規定する特定保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 旧法附則第八条第一項に規定する保険会社及び同条第二項に規定する保険会社については、それぞれ同条第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「附則第六条第二項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第一号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。)による改正前の附則第六条第二項」と、同条第二項中「附則第二条第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第一号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。)による改正前の附則第二条第一項」とする。

6 この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定める。
(登録免許税法の一部改正)
第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三十七号中(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のようになる。

認可件数

一件につき十五万円

(三) 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第二条第

一項(特定保険業を行つていた一般社団法人等に関する特例)の特定保険業の認可(国の行政機関による認可として政令で定めるものに限る。)

参議院議長 西岡 武夫殿

環境委員長 北川イッセイ

平成二十二年十一月十一日

審査報告書

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十二年十一月十一日

本法施行のため、別に費用を要しない。

本法施行のため、別に費用を要しない。

内閣総理大臣 菅 直人

多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案

多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案

官報 (号外)

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案
地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、生物の多様性が地域の自然的・社会的条件に応じて保全されることの重要性にかんがみ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もつて豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。
第三条 この法律において「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であって、地域の自然的・社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。
(地域連携保全活動基本方針)
第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針(以下「地域連携保全活動基本方針」という。)を定めなければならない。
2 地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる

事項を定めるものとする。
一 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項
二 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項
三 次条第一項の地域連携保全活動計画の作成に関する事項
四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項
五 前各号に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要な事項
3 地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項の生物多様性国家戦略との調和が保たれたものでなければならぬ。
4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(地域連携保全活動計画の作成等)
第五条 前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

第四条 市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画(以下「地域連携保全活動計画」という。)を作成することができる。
2 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 地域連携保全活動計画の目標
二 地域連携保全活動計画の区域
三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第五号)第二条第二号に規定する国立公園(第六条

第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項
四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項
五 計画期間
3 地域連携保全活動計画に特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。
4 地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成についての提案をすることができる。
5 前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした特定非営利活動法人等に通知するよう努めなければならない。
6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとすると場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議し、当該行為が第一号から第三号までに掲げる行為のいずれかに該当する場合にあつては、その同意を得なければならない。
一 自然公園法(昭和三十二年法律第一百六十一号)第二条第二号に規定する国立公園(第六条において「国立公園」という。)の区

外(号) 報		域内において行う行為であつて、同法第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出をするもの	
二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律			
第三十九号(第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつている同項に規定する民有林における森林の施業が含まれるときは、当該森林の施業に係る部分について、同法第二十九条第七項の都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であつて、同項の許可を要するもの			
三 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)			
第八条第一項の届出又は同法第十四条第一項の許可を要する行為			
四 都市緑地法第八条第七項後段若しくは第十一条第四項の規定による通知又は同法第八項後段の規定による協議を要する行為			
八 前項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が地域連携保全活動計画を作成する場合は、適用しない。			
九 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、次条第一項の地域連携保全活動協議会が組織されているときは、当該市町村は、地域連携保全活動計画に記載する事項について当該地域連携保全活動協議会における協議をしなければならない。			
10 生物多様性基本法第十三条第一項の生物多样性地域戦略を定めている市町村は、地域連携保全活動計画を作成するに当たっては、当該生物多様性地域戦略との調和を保つよう努めなければならない。			
11 地域連携保全活動計画は、第二項第三号に掲げる事項に森林法(昭和二十六年法律第二百四			
十九号)第五条第一項の規定によりたてられた地域連携保全活動計画に従つて行う行為については、自然環境保全法第二十八条第一項及び同法第三十条において読み替えられた同法第二十二条第一項後段(同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部			
四 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、地域連携保全活動協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。			
5 前各項に定めるもののほか、地域連携保全活動協議会の運営に関し必要な事項は、地域連携保全活動協議会が定める。			
6 第六条 地域連携保全活動計画において地域連携保全活動の実施主体として定められた者(以下「地域連携保全活動実施者」という。)が国立公園又は国定公園の区域内において当該地域連携保全活動計画に従つて自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。			
7 第七条 地域連携保全活動実施者が国立公園又は国定公園の区域内において地域連携保全活動計画に従つて行う行為については、自然公園法第三十条第一項及び第二項の規定は、適用しない。			
8 第八条 地域連携保全活動実施者が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定による生息地等保護区(以下「生息地等保護区」という。)の区域内において地域連携保全活動計画に従つて同法第三十七条第四項の許可を要する行為に該当する行為を行ふ場合には、当該許可があつたものとみなす。			
9 第九条 地域連携保全活動実施者が生息地等保護区の区域内において地域連携保全活動計画に従つて行う行為については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十九条第一項及び第五十四条第二項(同法第三十七条第四項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。			
10 第十条 地域連携保全活動実施者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特別保護地区の区域内において地域連携保全活動計画に従つて同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行ふ場合には、当該許可があつたものとみなす。			
11 第十一条 地域連携保全活動実施者が地域連携保全活動実施者としての機能を担う			

官報(号外)

活動計画に従つて行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項の規定は、適用しない。
 (都市緑地法の特例)

第十一条 地域連携保全活動実施者が都市緑地法

第五条の規定による緑地保全地域又は同法第十

二条第一項の規定による特別緑地保全地区(次

項において「特別緑地保全地区」という。)の区域
 内において地域連携保全活動計画に従つて行う
 行為については、同法第八条第一項、第三項及
 び第七項後段並びに第十四条第四項及び第八項
 後段の規定は、適用しない。

2 地域連携保全活動実施者が特別緑地保全地区
 の区域内において地域連携保全活動計画に従つ
 て都市緑地法第十四条第一項の許可を要する行
 為に該当する行為を行なう場合には、当該許可が
 あつたものとみなす。

(生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促
 進等)

第十二条 国は、生物の多様性の保全を目的とし
 て国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保
 全上重要な土地の取得が促進されるよう、これ
 らの者に対し、情報の提供、助言その他の必要
 な援助を行うものとする。

2 環境大臣は、次に掲げる区域内の土地を国
 民、民間の団体又は事業者から寄附により取得
 したときは、当該土地における生物の多様性の
 保全について、当該寄附をした者の意見を聴く
 ものとする。

一 自然公園法第二十条第一項の規定による特
 別地域のうち、同法第二十一条第一項の規定
 による特別保護地区及びこれに準ずる区域と
 して環境大臣が指定する区域

二 生息地等保護区のうち、絶滅のおそれがあ

る野生動植物の種の保存に関する法律第三十
 七条第一項の規定による管理地区及びこれに

準ずる区域として環境大臣が指定する区域

三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
 第二十八条の二第一項の国指定鳥獣保護区の
 うち、同法第二十九条第七項の国指定特別保

護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣

が指定する区域

(地域連携保全活動支援センター)

第十三条 地方公共団体は、地域連携保全活動を
 行おうとする者、その所有する土地において地
 域連携保全活動が行われることを希望する者、
 地域連携保全活動に対する協力をしようとする
 者その他の関係者間ににおける連携及び協力の
 あつせん並びに生物の多様性の保全に関する知
 識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供
 及び助言を行う拠点(次条第二項において「地域
 連携保全活動支援センター」という。)としての
 機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保
 するよう努めるものとする。

第十四条 国及び地方公共団体は、地域連携保全
 活動に関し、情報の提供、助言その他の必要な
 援助を行うよう努めるものとする。

2 國、地方公共団体及び地域連携保全活動支援
 センターとしての機能を担う者は、地域連携保
 全活動の円滑な実施が促進されるよう、必要な
 情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら
 協力するよう努めるものとする。

第十五条 この法律における主務大臣は、環境大
 臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発

する命令とする。

3 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境

省令で定めるところにより、地方環境事務所長

に委任することができる。

があることいかんがみ、土地の所有者の協力が
 得られない場合における地域における生物の多
 様性を保全するための制度の在り方について検
 討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講
 ずるものとする。

投票者氏名
 日程第一 保険業法等の一部を改正する法律の一
 部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提
 出、第百七十六回国会衆議院送付)
 赞成者氏名
 一二三〇名

足立 信也君 相原久美子君
 有田 芳生君 池口 修次君
 小川 勝也君 石井 一君 石橋 通宏君
 一川 保夫君 岩本 司君
 植松恵美子君 梅村 聰君
 江崎 孝君 江田 五月君
 尾立 源幸君 小川 敏夫君
 大河原雅子君 大石 尚子君
 大久保潔重君 大島九州男君
 大塚 耕平君 大野 元裕君
 岡崎トミ子君 加賀谷 健君
 加藤 敏幸君 風間 直樹君
 金子 恵美君 金子 洋一君
 神本美恵子君 川合 孝典君
 川上 義博君 川崎 稔君
 北澤 俊美君 郡司 彰君
 小西 洋之君 小林 正夫君
 小見山 幸治君 行田 邦子君
 奥石 東君 今野 東君
 佐藤 公治君 斎藤 嘉隆君

平成二十二年十一月十二日

參議院會議錄第八号

投票者氏名

三〇

官 報 (号 外)

平成二十二年十一月十二日 参議院会議録第八号

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

進事業による割引を「多額の国費投入による一時的な人気取りであり、持続可能でない」と指摘している。政府自らこのような指摘を行うのであれば、高速公路利便増進事業が物流に与えている影響などを考慮すると、同事業の経済対策としての効果について、その評価を速やかに検証して公表すべきであると思われるが、政府の見解を示されたい。

二 政府は、国費を使つた高速公路料金の大幅値下げについては、渋滞の発生や競合する公共交通機関を弱体化させるなど負の効果を伴うことを見、これまでのETC休日特別割引の経験を通じて十分認識していると思われる。今後、国費を使った高速公路料金の無料化又は大幅値下げを実施するに当たっては、厳しい財政状況にも留意し、全車種・全時間帯を対象とする無料化又は値下げを実施するのではなく、営業用自動車の夜間通行のみを全国的に無料化するなど、実施によって物流・旅客輸送におけるコスト削減、輸送に携わる事業者及び労働者の負担の軽減、夜間における営業用自動車の高速公路への誘導などの経済又は環境対策として具体的な政策効果が見込まれるものに限定すべきであると思われるが、政府の見解を示されたい。

三 政府は、今後処理しなければならない高速公路に関する約三十兆円の有利子債務や、高速公路の新規建設とそれに伴う国民負担の現状等を明らかにし、それに対する負担者の範囲及びその負担水準、我が国の成長を持続可能とする高速道路料金の水準など、高速公路料金の在り方について科学的な検証を速やかに行うとともに、高速公路の原則無料化というスローガンだ

けではなく、改めて国民的な議論を行つて、現実的な高速公路料金政策を打ち立てていく必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年十一月五日

参議院議長 江口克彦君提出高速公路料金政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出高速公路料金政策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「生活対策」(平成二十年十月三十日新たな経済対策に関する政令)を踏まえ、高速公路利便増進事業(道路整備事業・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)を踏まえ、高速公路利便増進事業(道路整備事業に係る国財政上の特別措置に関する法律成十六年法律第三十四号第四条第十項に規定する高速道路利便増進事業をいう。)として実施している高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。)の料金(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第五項に規定する料金をいう。以下同じ。)の

一方、東京都稲城市は、平成十九年度から、高齢者の介護支援ボランティア活動に対し、その実績を評価した上で評価ポイントを付与する事業を実施しており、高齢者の地域貢献と健康維持を図る取組として、全国の自治体から注目を集めている。これに対し、厚生労働省も、稲城市が高齢者ボランティア活動を介護保険で評価するための構造改革特区要望を提出したことを契機として、介護保険制度における地域支援事業の実施要綱を改正し、地域支援事業交付金の活用による介護支援ボランティア活動への支援を行つていている。

そこで、介護保険制度を利用した高齢者のボランティア活動支援について、以下質問する。

官報(号外)

参議院議長 西岡 武夫殿 内閣総理大臣菅 直人
参議院議員江口克彦君提出高速公路料金政策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「生活対策」(平成二十年十月三十日新たな経済対策に関する政令)を踏まえ、高速公路利便増進事業(道路整備事業に係る国財政上の特別措置に関する法律成十六年法律第三十四号第四条第十項に規定する高速道路利便増進事業をいう。)として実施している高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。)の料金(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第五項に規定する料金をいう。以下同じ。)の

介護保険制度を利用して高齢者のボランティア活動支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十月二十六日 横山 信一

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議長 西岡 武夫殿 横山 信一

介護保険制度を利用して高齢者のボランティア活動支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十月二十六日 横山 信一

参議院議長 西岡 武夫殿

二 東京都立区に住む百十一歳男性が白骨化した状態で発見されたことに端を発した所在不明高齢者問題は、その対策のために自治体に大きな負担を強いている。このような現状のもとで、高齢者のボランティア活動支援は、高齢者の孤立防止や所在把握にも有効と言わわれている。平成二十三年度にも予定される介護保険制度見直しにおいて、高齢者の見守り・生きがい推進サービスを含めた総合的な生活支援サービスの一環として、高齢者のボランティア活動支

する。ページにおいて既に公表しているところである。

お尋ねについては、「生活対策」(平成二十年十月三十日新たな経済対策に関する政令)を踏まえ、高速公路利便増進事業(道路整備事業に係る国財政上の特別措置に関する法律成十六年法律第三十四号第四条第十項に規定する高速道路利便増進事業をいう。)として実施している高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。)の料金(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第五項に規定する料金をいう。以下同じ。)の

一方、東京都立区に住む百十一歳男性が白骨化した状態で発見されたことに端を発した所在不明高齢者問題は、その対策のために自治体に大きな負担を強いている。このような現状のもとで、高齢者のボランティア活動支援は、高齢者の孤立防止や所在把握にも有効と言わわれている。平成二十三年度にも予定される介護保険制度見直しにおいて、高齢者の見守り・生きがい推進サービスを含めた総合的な生活支援サービスの一環として、高齢者のボランティア活動支

援を位置付ける必要があるのではないか。

三 公明党の発表した新介護公明ビジョンにおいては、三年間介護保険を利用せず、「元氣に暮らした六十五歳以上の高齢者本人について、「お元氣ポイント」のようない介護保険料やサービス利用料の負担を軽減するポイントシステムの導入や介護ボランティアに参加した高齢者に対する更なる負担軽減策の導入を提案している。高齢者の健康保持・介護予防へのインセンティブを高め、介護保険の負担に対する理解を得るためにも、このようなシステムの導入について検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年十一月五日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員横山信一君提出介護保険制度を利用した高齢者のボランティア活動支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員横山信一君提出介護保険制度を利用した高齢者のボランティア活動支援に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、お尋ねの高齢者の介護支援ボランティア活動の実績評価制度について

は、御指摘の稻城市のほか、横浜市、八王子市等において、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二百十五条の四十四第一項第一号の地域支援事業(以下「地域支援事業」という。)の一

つとして実施されていると承知している。これ

らの事例については、今後、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等において、地域支援事業の先進事例として紹介してまいりたい。

二及び三について

厚生労働省としては、御指摘の「お元氣ポイント」のようない取組や高齢者のボランティア活動を支援する取組については、既に、稲城市、横浜市、八王子市等において、地域支援事業の一つとして実施されているところであります。引き続き、現行の介護保険制度の下で、これらの取組を支援してまいりたいと考えている。

二及び三について

厚生労働省としては、御指摘の「お元氣ポイ

ント」のようない取組や高齢者のボランティア活

動を支援する取組については、既に、稲城市、

横浜市、八王子市等において、地域支援事業の一つとして実施されているところであります。引き

続き、現行の介護保険制度の下で、これらの取

組を支援してまいりたいと考えている。

繩県石垣市議会が、行政と一緒に、固定資産税課税の実地調査等のため、同諸島に上陸し、視

察・調査することを決議している。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 原則として何人よりも尖閣諸島への上陸を認めないとの方針は、如何なる根拠法に基づき決定されたものか。また、同方針の「原則」の基準は、如何なるものか、明らかにされたい。

二 石垣市議会の決議は、尖閣諸島での固定資産税課税の実地調査等を目的としている。地方税法第四百八条においては、市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回実地に調査させなければならない」と規定されています。この度の現地観察・調査は、同法に則った

課税権者の義務の実施であると認識しているが、政府の見解如何。

二及び三について

御指摘のように尖閣諸島における固定資産税課税の実地調査等を目的としている石垣市議会の決議の存在については、確認できなかつた。

の上陸の可否については、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理の観点から判断するものである。

二及び三について

御指摘のように尖閣諸島における固定資産税課税の実地調査等を目的としている石垣市議会の決議の存在については、確認できなかつた。

猛暑を地域資源として活かすビジネスモデル構築に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十月二十七日

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員佐藤正久君提出尖閣諸島上陸につい

ての政府方針と地方税法第四百八条に関する質問に対する答弁書

平成二十二年十一月五日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員横山信一君提出介護保険制度を

利用した高齢者のボランティア活動支援に

関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、お尋ねの高齢者の介護

支援ボランティア活動の実績評価制度について

は、御指摘の稻城市のほか、横浜市、八王子市等において、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二百十五条の四十四第一項第一号の地

方針であると承知している。

一方、この度、尖閣諸島を行政区としている沖

認めないという魚釣島等の所有者の意向を踏まえ、また、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理を図ることを目的として平成十四年より所有

者から政府が魚釣島等を賃借しており、政府としては原則として何人よりも上陸を認めないとの

方針であると承知している。

参議院議員佐藤正久君提出尖閣諸島上陸に

ついての政府方針と地方税法第四百八条に

関する質問に対する答弁書

いて定めているものではなく、魚釣島等の賃借人及び所有者として定めているものである。

また、お尋ねの「原則」の基準が何を意味するのか必ずしも明らかではないが、尖閣諸島への上陸の可否については、尖閣諸島の平穏かつ

安定的な維持及び管理の観点から判断するものである。

二及び三について

猛暑を地域資源として活かすビジネスモデル構築に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十月二十七日

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員佐藤正久君提出尖閣諸島上陸につい

ての政府方針と地方税法第四百八条に関する質

問に対する答弁書

一について

参議院議員佐藤正久君提出尖閣諸島上陸に

ついての政府方針と地方税法第四百八条に

関する質問に対する答弁書

の最高気温の記録に頻繁に名前がでてくる館林

本の最高気温の記録に頻繁に名前がでてくる館林

市のある群馬県では、県下の高崎市、太田市、安

中市、沼田市などの一二市を始め、その他町村に

おいても厳しい暑さの連続であった。

御指摘の方針については、法律の規定に基づ

(外) 報官

あつた。各地で猛暑日の記録更新が相次ぎ、日本最高気温の記録に頻繁に名前がでてくる館林市のある群馬県では、県下の高崎市、太田市、安中市、沼田市などの一二市を始め、その他町村においても厳しい暑さの連続であつた。

館林市は、四〇日を超える猛暑日になつたと言われば、日本列島の猛暑による熱中症の大発生は、各種統計を確認すると、大災害とも言つべきものである。

これら猛暑都市を安全・安心な都市にする上で、対処療法的な対応では市民の健康・生命を守ることは困難な状況にある。従つて、(1)熱中症への対応はもとより、(2)ヒートアイランド現象への機敏かつ的確な対応、また、より根本的に(3)気候変動への対応が重要である。これらの三者の一体的、計画的なパッケージ政策が必要である。

以上の基本的視点を、改めて重視・認識すべきことと同時に、関係府省庁及び関係府省庁連絡検討会が一層強力な署熱対策を推進することを強く求めるものである。

以上を踏まえて、質問主意書の本旨に入る。我が国における気温の上界は、一九九〇年代以降から顕著になつており、一八九八年以後の夏の平均気温が高かつた年の順番では、上位一〇位のうち一九九〇年以後の年が六割を占めるなど、近年、高温となる年が頻出している。また、IPCC第四次評価結果報告書に基づく整理結果では、我が国の平均気温は二世紀末までに二〇世紀末と比べて最大で四・七℃上昇し、大雨や猛暑日が増えると予測されている。

農林水産省においても、平成一九年六月二一日に「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」を策定

(平成二〇年七月二九日改定)するとともに、「品目別地球温暖化適応策レポート・工程表」を公表

し、地球温暖化の農林水産業への影響に対応するための品種の開発や栽培体系の見直し等の地球温暖化適応策を講じてきている。

そこで、以下質問する。

一 気温上昇に対応した品種の改良など農林水産業の現場における取組状況について

多様な気象条件を有する我が国においては、稲、果樹、野菜等の農作物について、それぞれの地域の気象条件等に合わせた作物の選定、品種改良・品種の選定、栽培方法の確立が行われてきた。気候の変化に伴い、現在確立された体系では対応できない状況も生じてきていること

から、気温上昇に対応した品種改良や、新たな栽培方法の研究及び農業者へそれを普及させることが必要になつてくると思われる。政府及び

農林水産業の現場における取組状況如何。

二 気候変動に適応した作物の転換等に対する支援及び今後の展望について

適地適作の観点からいえば、将来的には各地域において気候変動に適応した新たな作物の導入の検討も必要となつてくると思われるが、作物の転換等に当たつては、農業者に大きな負担が生じるものと思われる。今後の展望及び支援について政府の見解如何。

三 海洋環境の変化と資源管理及び漁具・漁法等の技術開発について

地球温暖化の進行による海流の変化や海水温の上昇等、海洋環境の変化が危惧されている。我が国近海においても海水温の上昇が報告され

ている。海洋生物については、気候変動がどのような影響を及ぼすのかよく分かっていないと

ころもあるが、今後、海水温の上昇によって回遊性の魚種の漁場が北上し、一〇〇年後にはサ

ンマの漁場が日本近海ではなくなるとも予想されている。今後、日本近海で獲れる魚種が大きく変わることも想定されるが、そうした状況に対応した適切な資源管理を行つていく必要があるとともに、激しい気候変動に

対応できるようするための漁具・漁法等の技術開発も重要なと考えるが、見解如何。

四 農林水産業分野における二酸化炭素削減への取組について

猛暑対策として、農業・畜産業・水産業においても、地球温暖化防止に積極的に貢献していくことが必要であると考える。例えば、二酸化炭素削減のため、太陽光発電や太陽熱・地中熱等を活用した野菜等のハウス栽培の促進などを積極的に推進していくことも必要であると考える。

農林水産省における施策として、農業分野においては、平成二一年度までは、農業生産地球温暖化総合対策事業が実施され、平成二二年度からは、生産環境総合対策事業のうち農業生産地球温暖化対策事業等が実施されている。これらの地球温暖化対策事業に関する事業についての政策評価及びこれを踏まえた上での今後の展開方針如何。

五 農業分野での熱利用の促進について

ハウス栽培などの農業分野への空気熱・地中熱などを活用したヒートポンプの普及・拡大に対する助成措置の拡充を検討すべきと思うが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年十一月五日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員加藤修一君提出気候変動に対応した今後の農林水産業への取組に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出気候変動に対応した今後の農林水産業への取組に関する質問に対する答弁書

年間の平均気温の上昇に伴い、農作物の高温障害として、米穀の白濁化、果実の着色不良、野菜の結実不良等が発生している。これらの問題に対処するため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において、白濁しにくい水稻の品種、結実不良になりにくい品種、白濁化を防ぐ水稻の栽培方法等の開発を行うとともに、高温障害の影響を深刻に受け止める県において、結実不良になりにくいトマトの品種、着色不良を防ぐぶどうの栽培方法等の開発を行つてある。これらの取組のうち実用化された品種及び栽培方法については、農林水産省と県が協同して、農業生産現場における普及を進めている。

一について

年間の平均気温の上昇に伴う高温障害を防ぐためには、新しく開発した品種の導入を進めるに加え、既存の品種の中から最近の年間の平均気温の変化に適するものを選定し導入を進めることが重要となると考えている。このため、農業者に対する技術指導を行うほか、果樹においては他の品種への改植について補助事業

による支援を行つてゐる。今後とも引き続き、必要な予算のこれらの対策を講じることとしている。

三について

海洋生物については、海洋環境の変化によりその分布、回遊等が大きく変化するものであり、農林水産省としては、資源管理及び漁具、漁法等の技術開発に当たり、これらの状況を踏まえ対応しているが、今後とも地球温暖化による影響も注視しつつ、適切な対応を図ることが重要であると考えている。

四について

平成二十年度及び平成二十一年度に実施した農業生産地球温暖化総合対策事業については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第六条第一項に基づき、農林水産大臣が定めた「農林水産省政策評価基本計画」に従い、農林水産省が行つた事後評価において、平成二十年度の実績は「有効性に問題がある」と評価したが、平成二十一年度の実績は「おおむね有効」と評価したところである。

また、平成二十一年度から開始した生産環境総合対策事業のうち農業生産地球温暖化対策事業等については、平成二十三年度に事後評価を行ふこととしている。

今後とも引き続き、これらの評価結果を踏まえつつ、二酸化炭素の排出量の削減に資する取組を進めてまいりたい。

農林水産省としては、平成二十年度以降、施設園芸における石油の消費量の低減を図るために、ヒートポンプの導入に対する補助事業を実

施しており、今後とも引き続き、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

沖縄における遺骨収容・不発弾処理支援および戦争資料としての現場保存・公開に関する質問主意書

平成二十二年十一月一日

秋野 公造

参議院議長 西岡 武夫殿

沖縄における遺骨収容・不発弾処理支援および戦争資料としての現場保存・公開に関する質問主意書

戦後六十五年が経過した今なお、沖縄においては戦没者の遺骨収容と多数の不発弾処理は終わっていない。戦後既に長い時間が経過し、戦没者の遺骨に係る情報が減少する一方で、不発弾の腐食がさらに進むと信管が抜けなくなる可能性もある。そこで、以下のとおり質問する。

一 沖縄における戦没者の遺骨収容の位置づけについて

菅総理大臣が平成十八年に提出した「戦没者遺骨収集に関する質問主意書（第一六四回国会質問第一八三号）」で指摘したとおり、遺骨収容は國家の責任である。同主意書の中で菅総理大臣は、「遺骨のある場所の情報が寄せられれば収集する」と厚生労働省は言つてゐる。受け身的な対応ではなく、政府として積極的に情報を

収集し、捜索・回収する体制を整えるべきであると思う」と指摘しているが、この指摘についての政府の見解を示されたい。

二 沖縄における遺骨収容のあり方について

1 沖縄における遺骨収容については、厚生労働省職員が現地に出向くなどの対応を行つてはいるが、どのような工程計画をもつて行つているのか政府の見解を示されたい。

2 全島が戦場となつた沖縄においても、少なくとも硫黄島における遺骨収容の取組と同様に民間への支援を併せて行うべきである。また、沖縄においては、壙が出土した場合に厚生労働省の委託を受けた業者が機械掘削などによる手法で遺骨収容を行つてゐるが、遺骨とともに遺品も多数出土する場合には、本来、遺骨と遺品を同時に確認して身元確認につなげ、これらを遺族にわたせるようすべくして、考古学的手法を用いて、そのためには、考古学的手法を用いた丹念で尊厳ある扱いで遺骨収容作業を進めるべきである。実際、ボランティア組織が実施している遺骨収容において、旧日本兵と見られる遺骨三体と姓が掘られた印鑑などが見つかっている。戦後六十五年が経過し、遺族がさらに高齢化することを考えると、一日も早い遺骨収容と身元確認が必要である。昨年十月に沖縄県那覇市が、国の「緊急雇用創出事業」を活用して遺骨収容をボランティア団体に業務委託した事例をもとに、国は、地元から雇用対策として人員を増員して遺骨収容の早期執行を行いたいとの要望があれば、雇用対策予算の枠を用い、遺骨収容作業を雇用支援の場としてとらえ、菅総理大臣が前記主意書で指摘したように積極的な取組を行う

べきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 沖縄の遺骨が残る壙の保存のあり方について

1 沖縄県西原町に、ボランティア団体「ガマフヤー」（具志堅隆松代表）による遺骨収容作業により、五体の遺骨がほぼ完全な形で残つてゐるが、どのような工程計画をもつて行つてはいるのか、その背中には砲弾が刺さり、うつぶせに寝かされていた。一体の遺骨の右手は自然に折れ曲がることから、皮膚一枚でつながっていたのではないかということが想像された。もう一体の遺骨の指は湯飲みの中に位置し、お水を残して貯つたことが想像された。さらにもう一体の遺骨の頭骨は失われていた。壙の左側には一体の遺骨があり、その手足と頭骨は失われており、離れたところに鉄かぶとがあつたことから、手榴弾にて自決されたことが想像された。また、遺骨がほぼ完全な形で残つたことから、お亡くなりになる前または直後に落盤が起きたことが想像された。

私達戦後世代は、戦争の悲惨さに対する想像力の欠如を排し、平和を守るために沖縄戦等の歴史を正しく学ばねばならない。戦争の風化が叫ばれる今、文書や映像だけでの戦争資料を後世に残すことは重要である。この壙のように、遺骨と向き合い、戦場で亡くなるということがどんなに過酷で悲しいことであるかを語りかかる場所は、戦争の悲惨さを学び、不戦を誓うことができる場所である。現在、この壙につ

いては、ボランティア団体「ガマフヤー」の要請を受けて、西原町が遺骨収容過程において壙を開けるよう仮設階段を設置しているところであるが、本来であれば、微兵を行い、沖縄

住民に犠牲を強いいた國も、平和のために積極的に関与すべきである。今後、状況が整い、地元からの要望があれば、沖縄戦の悲劇を二度と繰り返さないために、この壕を戦争資料として保存し、公開することにより、平和を学び不戦を誓う場所とすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四

沖縄の不発弾対策について

平成二十一年一月十四日に発生した糸満市不発弾爆発事故を踏まえ、国は「沖縄県不発弾等対策安全基金」を創設した。また、不発弾等処理交付金事業、磁気探査支援事業、民間工事により発見された不発弾等の処理に対する支援も行われている。しかし、沖縄県には多くの不発弾が存在しており、約二千二百トンが地中に埋まっているとの報告もある。年間の不発弾処理が約三千トンにとどまっている現状を踏まえると、このままでは最低でも約七十年かかることになる。そこで、不発弾等の処理を早期に執行できるように磁気探査の加速化・効率化を図ることなど、不発弾対策の更なる推進が必要であると考えるが、政府の取組を示されたい。

また、不発弾発見から処理までの間、土のうをかぶせるだけの放置状態にある不発弾の安全管理業務や自衛隊により不発弾処理の済んだ完全な不発弾を現場から保管庫まで運ぶ運搬業務などの業務については、雇用対策の観点も踏まえ、戦争被災者である沖縄県民による平和事業の取組とも協働しつつ、強化すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年十一月九日

内閣総理大臣菅直人

参議院議長西岡武夫殿

参議院議員秋野公造君提出沖縄における遺骨収容・不発弾処理支援および戦争資料としての現場保存・公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

沖縄の不発弾対策について

平成二十一年一月十四日に発生した糸満市不発弾爆発事故を踏まえ、国は「沖縄県不発弾等対策安全基金」を創設した。また、不発弾等処理交付金事業、磁気探査支援事業、民間工事により発見された不発弾等の処理に対する支援も行われている。しかし、沖縄県には多くの不発弾が存在しており、約二千二百トンが地中に埋まっているとの報告もある。年間の不発弾処理が約三千トンにとどまっている現状を踏まえると、このままでは最低でも約七十年かかることになる。そこで、不発弾等の処理を早期に執行できるように磁気探査の加速化・効率化を図ることなど、不発弾対策の更なる推進が必要であると考えるが、政府の取組を示されたい。

また、不発弾発見から処理までの間、土のうをかぶせるだけの放置状態にある不発弾の安全管理業務や自衛隊により不発弾処理の済んだ完全な不発弾を現場から保管庫まで運ぶ運搬業務などの業務については、雇用対策の観点も踏まえ、戦争被災者である沖縄県民による平和事業の取組とも協働しつつ、強化すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

発弾事故を踏まえ、平成二十一年度第一次補正予算及び平成二十一年度予算において、不発弾等の計画的な探査及び発掘の実施の支援に必要な予算を増額して計上したところであり、今後とも不発弾等の処理対策の一層の促進を図つてまいりたい。

また、御指摘の不発弾等の安全管理業務及び運搬管理業務については、それぞれ、沖縄県警察、自衛隊において適切に実施されていると認識しており、御指摘のような強化を行うことは考えていない。

鎌倉市では、電磁波への不安や景観をめぐり事業者と住民の間で起きている紛争の防止を目的として、携帯電話などの中継基地局を設ける際、事業者が住民に事前に説明することなどを定めた条例が、平成二十一年三月二十五日の市議会で可決された。

総務省においては、平成二十年六月から「生体電磁環境に関する検討会」を開催し、電波による人体への影響に関する国内外の研究成果の評価・分析、我が国が取り組むべき研究課題等を検証しております。平成二十一年頃を目途に報告書を取りまとめるとしている。

今後も更なる電波利用の急増が見込まれる中、政府は、早急に電磁波による人体への影響についての対策を強化することが求められている。そこで以下のとおり質問する。

一 現在、わが国の携帯電話、PHS及び公衆無線LAN等の通信事業者は何社あるか、それらの企業名とともに明らかにされたい。また、それら企業の基地局は、全国にそれぞれ何基設置され、今後最終的に何基の増加を見込んでいるのか明らかにされたい。

二 携帯電話の基地局等の周辺における電磁波の

による健康被害への不安が訴えられており、全国各地で携帯電話の基地局建設をめぐるトラブルや訴訟も発生している。

平成十七年三月二十七日付けの毎日新聞の記事によると、千葉県の市民団体「電磁波問題市民研究会」が調査した結果、携帯電話の基地局の急増に伴い、健康被害を訴えたり、健康への影響を心配する住民と携帯電話会社間のトラブルが全国で少なくとも二百件以上起きているという。また、

鎌倉市では、電磁波への不安や景観をめぐり事業者と住民の間で起きている紛争の防止を目的として、携帯電話などの中継基地局を設ける際、事業

者が住民に事前に説明することなどを定めた条例が、平成二十一年三月二十五日の市議会で可決された。

総務省においては、平成二十年六月から「生体電磁環境に関する検討会」を開催し、電波による人体への影響に関する国内外の研究成果の評価・分析、我が国が取り組むべき研究課題等を検証しておき、平成二十一年頃を目途に報告書を取りまとめるとしている。

今後も更なる電波利用の急増が見込まれる中、政府は、早急に電磁波による人体への影響についての対策を強化することが求められている。

そこで以下のとおり質問する。

一 現在、わが国の携帯電話、PHS及び公衆無線LAN等の通信事業者は何社あるか、それらの企業名とともに明らかにされたい。また、それら企業の基地局は、全国にそれぞれ何基設置され、今後最終的に何基の増加を見込んでいるのか明らかにされたい。

二 携帯電話の基地局等の周辺における電磁波の

厚生労働省としては、工程計画を作成している。収集を行い、沖縄県、沖縄県民等の協力も得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

二の1について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

二の2について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

三について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

四について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

五について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

六について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

七について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

八について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

九について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

十について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

十一について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

十二について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

十三について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

十四について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

十五について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

十六について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

十七について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

十八について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

十九について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

二十について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

二十一について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

二十二について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

二十三について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

二十四について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

二十五について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

二十六について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

二十七について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

二十八について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

二十九について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

三十について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

三十一について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

三十二について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

三十三について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

三十四について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

三十五について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

三十六について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

三十七について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

三十八について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

三十九について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

四十について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

四十一について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

四十二について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

四十三について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

四十四について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

四十五について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

四十六について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

四十七について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

四十八について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

四十九について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

五十について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

五十一について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

五十二について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

五十三について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

五十四について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

五十五について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

五十六について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

五十七について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

五十八について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

五十九について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

六十について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

六十一について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

六十二について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

六十三について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

六十四について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

六十五について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

六十六について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

六十七について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

六十八について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

六十九について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

七十について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

七十一について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

七十二について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

七十三について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

七十四について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

七十五について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

七十六について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

七十七について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

七十八について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

七十九について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

八十について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

八十一について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

八十二について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

八十三について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

八十四について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

八十五について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

八十六について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

八十七について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

八十八について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

八十九について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

九十について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

九十一について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

九十二について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

九十三について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

九十四について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

九十五について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

九十六について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

九十七について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

九十八について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

九十九について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百一について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百二について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百三について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百四について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百五について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百六について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百七について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百八について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百九について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百十について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百十一について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百十二について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

一百十三について
厚生労働省としては、既に、都道府県に対する協力をも得ながら遺骨の収容に努めてまいりたい。

官 報 (号 外)

式会社シスコム、シャープドキュメントシステム株式会社、株式会社シリコンゲート、株式会社新和観光、スプリント・インターナショナル・ジャパン株式会社、住信情報サービス株式会社、スリーディ・コム株式会社、株式会社ソーホー、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社中央メディアネット、株式会社テレサポート、東海旅客鉄道株式会社、ドコモ・インターネット・ジャパン株式会社、株式会社トリプレットゲート、西日本電信電話株式会社、日本通信株式会社、日本テレシステム有限公司、日本パワー・セーヴ株式会社、株式会社ネクスト、ネットクリエイツ株式会社、株式会社野村総合研究所、特定非営利活動法人Hug—Communication s、ピーアール・テクノセンター、株式会社フーリエ、株式会社ファースト、株式会社東日本システム、東日本電信電話株式会社、株式会社ビック東海、株式会社FASTER、株式会社ブイ・アル・テクノセンター、株式会社フーリエ、株式会社フジミック新潟、フレンチ・ネットワーク株式会社、プロードバンドモバイルコミュニケーションズ株式会社、ベライゾンジャパン合同会社、房総インターネット株式会社、マーシュ・ジャパン株式会社、有限公司、三菱電機情報ネットワーク株式会社、有限会社メディア・ワイザード、メディアウエイブシステムズ株式会社、メディアイウェイブネットワーク株式会社、山崎商事株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、ユニフィー株式会社

社、株式会社ライブドア、株式会社理経、リバースネット株式会社、株式会社嶺南ケーブルネットワーク、ワイア・アンド・ワイアレス並びに九十二の個別事業者の計百八十六事業者であるが、これらの事業者が保有する小電力データ通信システムの無線局(電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第六条第四項第四号に規定するものをいう。)については免許を要しないため、当該無線局の数については承知していない。広帯域移動無線アクセスシステム用の基地局を保有する電気通信事業者は、株式会社アイティービー、伊万里ケーブルテレビジョン株式会社、入間ケーブルテレビ株式会社、株式会社ウイルコム、株式会社上田ケーブルビジョン、株式会社上野原プロードバンドコミュニケーションズ、株式会社愛媛CATV、大分ケーブルテレビ株式会社、オーブンワイヤレス、プラットフォーム合同会社、株式会社帯広システム、河口湖有線テレビ放送有限会社、株式会社河口湖有線テレビ放送有限会社、株式会社

の事業者が保有する小電力データ通信システムの無線局(電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第六条第四項第四号に規定するものをいう。)については免許を要しない。広帯域移動無線アクセスシステム用の基地局を保有する電気通信事業者は、株式会社アイティービー、伊万里ケーブルテレビジョン株式会社、入間ケーブルテレビ株式会社、株式会社ウイルコム、株式会社上田ケーブルビジョン、株式会社上野原プロードバンドコミュニケーションズ、株式会社愛媛CATV、大分ケーブルテレビ株式会社、オーブンワイヤレス、プラットフォーム合同会社、株式会社帯広システム、河口湖有線テレビ放送有限会社、株式会社

の事業者が保有する基地局数は平成二十二年九月末現在において一万三千二百八十局である。なお、「今後最終的に何基の増加を見込んでいるのか」については、承知していない。二について
お尋ねの「携帯電話の基地局等の周辺における電磁波の影響による健康被害の訴え」については、総務省に対して、電波の影響により健康を害したと訴える方から、平成二十一年度において二十四件の相談があつたが、その地域については承知していない。
「健康被害の訴えに関する窓口」については、政府として統一的な窓口は設置していないが、国民から相談や照会を受けた府省が、その所管及び当該案件の性質に応じて適宜対処していると認識している。

お尋ねの電磁波過敏症についての疫学調査は、現時点では実施していない。今後の疫学調査の実施については、世界保健機関(以下「WHO」という。)の国際電磁界プロジェクト等、国

メディア、株式会社ハートネットワーク、東松山ケーブルテレビ株式会社、光ケーブルネット

三について

電波防護指針に定められている基準値は、国際非電離放射線防護委員会により平成十年四月に発表され、WHOが遵守することを推奨している「時間変化する電界、磁界及び電磁界へのばく露制限のためのガイドライン」に定められている基準値と同等なものと考えており、諸外国の基準と比べ緩やかなものとは評価していない。

メディア、株式会社ハートネットワーク、東松山ケーブルテレビ株式会社、光ケーブルネット

株式会社、株式会社ひのき、ひまわりネット

ワーク株式会社、笛吹きらめきテレビ株式会社、福井ケーブルテレビ株式会社、本庄ケーブルテレビ株式会社、株式会社南東京ケーブルテレビ、矢掛放送株式会社、山口ケーブルビジョン株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、株式会社ラッキータウンテレビ、株式会社リアルネット東海及び株式会社嶺南ケーブルネットワークの四十四事業者であり、これらの事業者が保有する基地局数は平成二十二年九月末現在において一万三千二百八十局である。

なお、「今後最終的に何基の増加を見込んでいるのか」については、承知していない。

二について
お尋ねの「携帯電話の基地局等の周辺における電磁波の影響による健康被害の訴え」については、総務省に対して、電波の影響により健康を害したと訴える方から、平成二十一年度において二十四件の相談があつたが、その地域については承知していない。

「健康被害の訴えに関する窓口」については、政府として統一的な窓口は設置していないが、国民から相談や照会を受けた府省が、その所管及び当該案件の性質に応じて適宜対処していると認識している。

お尋ねの「基地局建設をめぐる事業者と住民間のトラブル」については、平成二十一年度に訴訟により係争中となっているものの件数は、平成二十二年十月末現在において三件と承知しているが、それぞれの訴訟の内容については承知していない。

お尋ねの「基地局建設をめぐる事業者と住民間のトラブル」については、平成二十一年度に訴訟により係争中となっているものの件数は、平成二十二年十月末現在において三件と承知しているが、それぞれの訴訟の内容については承知していない。

お尋ねの「基地局建設をめぐる事業者と住民間のトラブル」については、平成二十一年度に訴訟により係争中となっているものの件数は、平成二十二年十月末現在において三件と承知しているが、それぞれの訴訟の内容については承知していない。

内容は、例えば、自宅の近くに携帯電話用基地局が設置されようとしているため説明会を開いてほしいとの要望、電波の安全性に関して説明をしてほしいとの要望等である。

携帯電話事業者に対する指導については、これまで、携帯電話用基地局が発射する電波の安全性についての情報提供を適切に行なうとともに、設置予定の携帯電話用基地局に関する事業者への問い合わせ先を周知するよう要請し、また、総務省において住民から要望を受けた際に、関係の携帯電話事業者に要望内容を伝え、住民への適切な説明を行うよう要請するなど十分な対応を行なってきたものと認識しており、現時点ではこれ以上の対応をとる必要はないと考える。

携帯電話用基地局の開設に当たり、「住民への説明及び住民との合意」を新たに義務付けることについては、これまでのところ、携帯電話事業者は、総務省の要請に基づき、携帯電話用基地局の周辺地域の住民への説明を十分に果たしているものと考えており、現時点で新たな義務付けが必要とは考えていない。

五について
御指摘の電磁波過敏症については、平成十七

年十二月にWHOが、その正式見解を発表した文書であるファクトシートのナンバー二百九十六において、「EHS（電磁波過敏症）の症状が電磁界曝露と関連するような科学的根拠はあります」、「EHSは医学的診断でもなければ、單

一の医学的問題を表しているかどうかまはつきりとしていません」との見解を示しており、政府としては、引き続きWHOの国際電磁界プロジェクト等、今後の国内外の科学的な研究の進展を踏まえつつ、今後の取組を検討してまいりたい。

「電磁波過敏症に対する知識の啓発」に関しては、電磁波過敏症に関するWHOの見解を含め、健康影響に関する国内外の調査研究の動向等について、関係省による講演会の開催やホームページ等を通じて情報提供を行なっているところである。

また、「相談窓口の設置」については、二ついてお答えしたとおり、国民から相談や照会を受けた府省が、その所管及び当該案件の性質に応じて適宜対処していると認識している。

なお、我が国の医療保険制度においては、疾患ごとに保険適用の対象となるか否かを定めておりらず、検査、処置等の診療行為ごとに保険適用の対象となるか否かを定めているところである。このため、お尋ねの電磁波過敏症であるか否かにかかわらず、御指摘の頭痛などの症状に対する診療行為については、当該行為が医学的な必要性に基づき疾病に対するものとして適切に行なわれている場合には、医療保険の適用対象となるものである。

六について
年について

猛暑対策の取組の強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月一日

参議院議長 西岡 武夫殿 加藤 修一

猛暑対策の取組の強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

二〇一〇年の北半球の夏は、極めて異常高温な夏であった。また同時に、南半球の冬は大寒波となり多数の死亡者が発生した。

ロシアでは、森林火災の延焼面積が、北海道の一倍の面積に相当し、モスクワでは濃いスマッグ（ハイズ）の影響で市民の健康が危ぶまれた。ロシアに続き、アマゾン、アフリカ、アジアでも異常気象により森林火事が連続して発生するなど、地球規模で極めて深刻な事態にあることを指摘する。とりわけ深刻なことは、泥炭層、炭化成分の多い土壤での燃焼で、その結果、膨大な二酸化炭素が発生した。

中国大陸においては、三峡ダムが世紀の大放流をしなければならないほどの豪雨の連続で大水害が発生し、同様の大洪水は、バングラデシュにおいても発生した。

そして、日本列島においても記録的な猛暑であった。各地で猛暑日の記録更新が相次ぎ、日本の最高気温の記録に名前がでてくる館林市のある群馬県は、県下の高崎市、太田市、安中市、沼田市などの二市を始め、その他町村においても厳しい暑さの連続であった。

館林市は、四〇日を超える猛暑日になつたと言われば、日本列島の猛暑による熱中症の大量発生は、各種統計を確認すると、大災害とも言うべき

ものである。

これら猛暑都市を安全・安心な都市にする上で、対処療法的な対応では市民の健康、生命を守ることは困難な状況にある。従つて、(1)熱中症への対応はもとより、(2)ヒートアイランド現象への機敏、かつ的確な対応、また、より根本的に(3)気候変動への対応が重要である。これらの三者の一体的、計画的なパッケージ政策が必要である。

以上の基本的視点を、改めて重視・認識すべきことと同時に、関係府省庁及び関係府省連絡検討会が一層強力な暑熱対策を推進することを強く求めるものである。

以上を踏まえて、質問主意書の本旨に入る。

今夏の熱中症の大量発生は、今後、その被害等の拡大が予想されるなど、新たな大災害の発生と言つても過言ではない。しかも、熱中症などによる救急搬送者数は年々急増している。特に高齢者や生活困窮者ではその傾向が強く、全国で死に至る例が多く発生しており、その対策が急務となつてゐる。

そこで、以下質問する。

一 単なる対処療法的対応にとどまらない一體的な熱中症対策の必要性について

熱中症対策として必要なことは、(1)熱中症そのものへの緊急避難的な対応、(2)太陽熱、排熱、水、緑、風の道などや生物多様性の視点からまちづくり、「安全・安心のまちづくり」を推進すること、(3)地球温暖化対策の二〇二〇年目標に向けた行動計画の策定・実施を進めることの三つであると考える。即ち、熱中症、ヒートアイランド（熱の島）などに対応したまちづく

り、地球温暖化対策を組み入れた一体的な対策が必要であると考えるが、政府の見解を問う。

二 消防庁発表の熱中症死亡者数と厚生労働省発表の人口動態統計とのデータの乖離及び正確な実態把握に基づく機敏な啓蒙活動への活用について

消防庁の熱中症による救急搬送状況速報値によれば、平成二二年は熱中症による救急車の搬送者数が九月一九日現在で五五〇〇〇人を超え、一七一人が死亡し、その内、高齢者が四六・四%に上り、高齢者の多くが室内で亡くなっていると報道されている。しかし、この数字には病院搬送後の死亡者数は反映されていない。

二〇〇八年には、救急車搬送時の死亡者数七人に對し、入院後の死亡者数を含めると五十九人約一・二倍の方が熱中症で亡くなっている。また、二〇〇九年には、一六人に対し、二三六人(約一五倍)の方が死亡している。両者の統計の間には一〇倍以上の開きがあり、このような乖離が二〇一〇年にも起きているとするならば、一〇〇〇人を超える方の死亡が考えられ、これは大災害と言つても過言ではない。

このような乖離に対し、統計の取り方と公開の仕方に工夫が必要であると考える。正確に熱中症の数を掌握することにより、危機をより正確に認識し、一層強力な啓蒙を行うなど、より適切な熱中症対策を欠かさないことが重要である。即ち、救急車による搬送者について病院到着時の初診時ににおける死亡状況の把握に限らず、常時例えば一ヶ月ごとに入院後の死亡状況の把握を行い、正確な実態把握に努めることが重要と考えるが、政府の見解を示されたい。

さらに、温度、湿度等の観測点を拡大し、W B G T を計つて熱中症のリスク評価を行い、警戒警報に役立てるべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 災害医療における災害及び災害医療の定義について

猛烈な暑熱によって大規模な死亡者が発生する場合の医療は、災害医療と言えるのではないか。災害医療は、大規模災害(地震、火災、津波など)等により、対応する側の医療能力を上回るほど多數の医療対象者が発生した時に行われる医療を言うようであるが、災害医療とは、医療体制及び避難場所の準備、食料支援の確保、P T S D のケア、ボランティアの組織、災害派遣医療チームの連携などのすべてを包括して言われる場合もある。

アメリカのC D C (疾病予防管理センター)の災害対策ペーパー(Emergency Preparedness & Response Site)によれば、災害とは、単に天災のみならず、故意(テロリズム)または過失によるC B R N E 災害(爆発、化学汚染、放射能汚染、或いは新型感染症)など、傷病者が多数発生し、病院の通常の診療体制では対応できない事案としている。

であるならば、今夏の熱中症の大量発生は、報道された限りにおいては、必ずしも大混乱をきたしたわけではない。この意味では、暑熱による大規模死亡事案と想定できるものの、災害が重要と考えるが、政府の見解を示されたい。

点での二〇一〇年ににおける三〇℃以上の真夏日、三五℃以上の猛暑日は、それぞれ何日間あったのか、当該測定地点の市区町村名と併せて示されたい。

このような政府の対応は、口蹄疫問題に対する対応(北海道で発生した口蹄疫の終息宣言は一ヶ月弱であったのに対し、今夏の九州の場合は四ヶ月超を要した)と同様の課題をはらんでいるのではないかと指摘せざるを得ない。政府は、災害医療をどのように認識しているのか、見解を示されたい。また、今夏の熱中症のケースは、災害医療の対象になるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年十一月九日

参議院議長 西岡 武夫殿 内閣総理大臣 菅 直人

参議院議員加藤修一君提出猛暑対策の取組の強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二について

熱中症に係る情報については、関係省庁において、それぞれ異なる行政目的の下で適切に把握しており、お尋ねの「常時、例え一ヶ月ごと」の死亡状況の把握については考えていない。

また、気象庁が気温の観測を継続して行っている観測所の名称、当該観測所の所在する市区町村名、平成二十二年一月から同年十月までの間における真夏日(一日の最高気温が摂氏三十度以上の日をいう)の日数及び同期間における猛暑日(一日の最高気温が摂氏三十五度以上の日をいう)の日数は次のとおりである。

宗谷岬	北海道稚内市	零 零、稚内
道稚内市	零 零、礼文	北海道礼文郡礼文
町 零 零、声問	北海道稚内市	零 零、浜

鬼志別 北海道宗谷郡猿払村 一 零、本泊
北海道利尻郡利尻富士町 零 零、沼川 北海
道稚内市 零 零、杏形 北海道利尻郡利尻
町 零 零、豊富 北海道天塩郡豊富町 零
零、浜頓別 北海道枝幸郡浜頓別町 二 零、
中頓別 北海道枝幸郡中頓別町 四 零、北見
枝幸 北海道枝幸郡枝幸町 五 零、歌登北
海道枝幸郡枝幸町 六 零、中川 北海道中川
郡中川町 六 零、音威子府 北海道中川郡音
威子府村 九 零、美深 北海道中川郡美深
町 十一 零、名寄 北海道名寄市 十 零、
下川 北海道上川郡下川町 十 零、士別 北
海道士別市 十五 零、朝日 北海道士別市
十一 零、和寒 北海道上川郡和寒町 十三
零、江丹別 北海道旭川市 十二 零、比布
北海道上川郡比布町 十五 零、上川 北海道
上川郡上川町 三 零、旭川 北海道旭川市
十六 零、東川 北海道上川郡東川町 十一
零、東神楽 北海道上川郡東神楽町 九 零、
志比内 北海道上川郡東神楽町 六 零、美
瑛 北海道上川郡美瑛町 十五 零、上富良
野 北海道空知郡上富良野町 二十 零、富良
野 北海道富良野市 二十 零、麓郷 北海道
富良野市 十二 零、幾寅 北海道空知郡南富
良野町 六 零、占冠 北海道勇払郡占冠村
四 零、天塩 北海道天塩郡天塩町 一 零、
遠別 北海道天塩郡遠別町 一 零、初山別
北海道苦前郡初山別村 二 零、焼尻 北海道
苦前郡羽幌町 零 零、羽幌 北海道苦前郡羽
幌町 二 零、達布 北海道留萌郡小平町
十 零、留萌 北海道留萌市 二 零、増毛
北海道增毛郡增毛町 二 零、幌糠 北海道留
萌市 六 零、浜益 北海道石狩市 三 零、

軽町 十七一、佐呂間 北海道常呂郡佐呂間町
十一、網走 北海道網走市 六一、宇登呂 北海道紋別郡遠軽町 一零、生田原 北海道紋別郡遠軽町 十二、北見 北海道北見市
三一、斜里 北海道斜里郡斜里町 十一、留辺蘂 北海道北見市 九一、境野 北海道常呂郡留辺蘂町
小清水 北海道斜里郡小清水町 十二、美幌 北海道網走郡美幌町 一、津別 北海道網走郡津別町
十七二、羅臼 北海道目梨郡羅臼町 三、零、標津 北海道標津郡標津町 七一、上標津 北海道標津郡上標津町
六一、弟子屈 北海道根室市 八零、納沙布 北海道根室市 二零、厚床 北海道根室市 四零、川湯 北海道川上郡
八零、標茶 北海道川上郡標茶町 七零、鶴居 北海道阿寒郡鶴居村 八一、中徹別 北海道釧路市
北海道釧路市 十四零、榎町 北海道厚岸郡
浜中町 二一、鶴丘 北海道釧路市 三零、太田 北海道厚岸郡厚岸町 五零、白糠 北海道白糠郡白糠町
一零、陸別 北海道足寄郡陸別町 五一、糠平 北海道河東郡上士幌町 二零、上士幌 北海道河東郡上士幌町
一、足寄 北海道足寄郡足寄町 二十六一、新本別 北海道中川郡本別町 二十五

得 北海道上川郡新得町 二十三 零、鹿追
北海道河東郡鹿追町 十六 零、駒場 北海道
郡芽室町 二十二 零、帶広 北海道帶広市
二十六 二、池田 北海道中川郡池田町 二十
一、三、浦幌 北海道十勝郡浦幌町 十一
二、帶広泉 北海道帶広市 十八 一、糠内
北海道中川郡幕別町 二十二 三、上札内 北
海道河西郡中札内村 七 零、更別 北海道河
西郡更別村 二十 一、大津 北海道中川郡豐
頃町 三 零、大樹 北海道広尾郡大樹町
九 一、広尾 北海道広尾郡広尾町 八 零、
厚真 北海道勇払郡厚真町 七 零、穂別 北
海道勇払郡むかわ町 十二 零、大滝 北海道
伊達市 零 零、森野 北海道白老郡白老町
八 零、苦小牧 北海道苦小牧市 一 零、大
岸 北海道虻田郡豊浦町 四 零、白老 北海道
道白老郡白老町 三 零、鶴川 北海道勇払郡
むかわ町 三 零、伊達 北海道伊達市 六
零、登別 北海道登別市 二 零、室蘭 北海
道室蘭市 五 零、日高 北海道沙流郡日高
町 十 零、日高門別 北海道沙流郡日高町
三 零、新和 北海道新冠郡新冠町 二十一
零、静内 北海道日高郡新ひだか町 一 零、
三石 北海道日高郡新ひだか町 三 零、中杵
川汲 北海道函館市 三 零、北斗 北海道北
斗市 八 零、函館 北海道函館市 十三
零、高松 北海道函館市 二 零、木古内 北

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

官 報 (号外)

静岡県賀茂郡南伊豆町	三十八 零、愛西 愛
知県愛西市	八十一 二十八、稲武 愛知県豊
田市	四十一 零、名古屋 愛知県名古屋市千
種区	八十三 三十、豊田 愛知県豊田市八
十四	二十八、東海 愛知県東海市八十七
三十五、岡崎	愛知県岡崎市八十二 十七、
新城	愛知県新城市七十三 八、セントレ
ア	愛知県常滑市六十三 二、蒲郡 愛知県
蒲郡市	七十二 十四、南知多 愛知県知多郡
南知多町	七十 八、豊橋 愛知県豊橋市六
十六	一、伊良湖 愛知県田原市七十 六、
河合	岐阜県飛驒市四十七 零、神岡 岐阜
県飛驒市	六十四 十三、白川 岐阜県大野郡
白川村	四十六 二、柄尾 岐阜県高山市四
十六	零、高山 岐阜県高山市六十二 七、
六厩	岐阜県高山市六 零、宮之前 岐阜県
高山市	二十四 零、長滝 岐阜県郡上市四
十三	零、萩原 岐阜県下呂市六十 二十
二、八幡	岐阜県郡上市七十二 十九、宮
地	岐阜県下呂市五十四 四、樽見 岐阜県
本巣市	四十五 三、金山 岐阜県下呂市六
十八	十四、美濃 岐阜県美濃市八十 二十
八、黒川	岐阜県加茂郡白川町四十六 二、
揖斐川	岐阜県揖斐郡揖斐川町七十九 二十
六、美濃加茂	岐阜県美濃加茂市八十二 二
十九、恵那	岐阜県恵那市七十四 十七、中
津川	岐阜県中津川市六十八 十一、関ケ
原	岐阜県不破郡関ケ原町六十八 二十、大
垣	岐阜県大垣市七十五 二十四、岐阜 岐
阜県岐阜市	八十一 三十三、多治見 岐阜県
多治見市	九十 三十八、桑名 三重県桑名
市	八十一 二十四、四日市 三重県四日市
市	七十八 亀山 三重県龜山市七十 十

三、上野 三重県伊賀市	七十九 二十四、
津 三重県津市	七十一 十三、小俣 三重県
伊勢市	七十八 十七、粥見 三重県松阪市
八、富山 富山県富山市	六十六 十九、砺
波 富山県砺波市	五十九 二、秋ヶ島 富山
県富山市	六十四 二十二、上市 富山県中新
川郡上市町	五十一 零、南砺高宮 富山県南
砺市	六十二 二、八尾 富山県富山市六十
三十六、洲洲	石川県珠洲市五十 一、三、粟島 新
輪島 石川県輪島市	五十二 二、三井 石川
県輪島市	四十五 二、志賀 石川県羽咋郡志
賀町	四十八 三、七尾 石川県七尾市五十
四、三、羽咋	石川県羽咋市五十 一、かほ
く 石川県かほく市	五十三 二、金沢 石川
県金沢市	六十 三、小松 石川県小松市六
十九、白山吉野	石川県白山市五十四
一、柏野	石川県加賀市五十九 十、三国
福井県坂井市	五十四 十、春江 福井県坂井
市	六十一 十八、越廻 福井県福井市六十
一八、福井	福井県福井市六十九 二十
五、勝山	福井県勝山市五十八 一、大野
福井県大野市	五十九 五、今庄 福井県南条
郡南越前町	六十 二、七、敦賀 福井県敦賀
市	六十四 十八、美浜 福井県三方郡美浜
町	六十六 十七、小浜 福井県小浜市六十
八、二十七、今津	滋賀県高島市五十八
三、長浜	滋賀県長浜市六十五 九、米原
滋賀県米原市	五十二 零、南小松 滋賀県大
津市	六十 六、彦根 滋賀県彦根市六十
七十一、東近江	滋賀県東近江市七十五
三、長浜	滋賀県長浜市五十七 零、明
三十、大津	滋賀県大津市七十四 二十八、
信楽	滋賀県甲賀市六十一 零、土山 滋賀
県甲賀市	六十四 三、間人 京都府京丹後
市	五十四 八、宮津 京都府宮津市六十
富山県下新川郡朝日町	五十八 十一、氷見

富山県氷見市	五十六 四、魚津 富山県魚津
市	六十三 伏木 富山県高岡市六十三
八、富山	富山県富山市六十六 十九、砺
波 富山県砺波市	五十九 二、秋ヶ島 富山
市	六十四 二十二、上市 富山県中新
川郡上市町	五十一 零、南砺高宮 富山県南
砺市	六十二 二、八尾 富山県富山市六十
三十六、洲洲	石川県珠洲市五十 一、三、粟島 新
輪島 石川県輪島市	五十二 二、三井 石川
県輪島市	四十五 二、志賀 石川県羽咋郡志
賀町	四十八 三、七尾 石川県七尾市五十
四、三、羽咋	石川県羽咋市五十 一、かほ
く 石川県かほく市	五十三 二、金沢 石川
県金沢市	六十 三、小松 石川県小松市六
十九、白山吉野	石川県白山市五十四
一、柏野	石川県加賀市五十九 十、三国
福井県坂井市	五十四 十、春江 福井県坂井
市	六十一 十八、越廻 福井県福井市六十
一八、福井	福井県福井市六十九 二十
五、勝山	福井県勝山市五十八 一、大野
福井県大野市	五十九 五、今庄 福井県南条
郡南越前町	六十 二、七、敦賀 福井県敦賀
市	六十四 十八、美浜 福井県三方郡美浜
町	六十六 十七、小浜 福井県小浜市六十
八、二十七、今津	滋賀県高島市五十八
三、長浜	滋賀県長浜市六十五 九、米原
滋賀県米原市	五十二 零、南小松 滋賀県大
津市	六十 六、彦根 滋賀県彦根市六十
七十一、東近江	滋賀県東近江市七十五
三、長浜	滋賀県長浜市五十七 零、明
三十、大津	滋賀県大津市七十四 二十八、
信楽	滋賀県甲賀市六十一 零、土山 滋賀
県甲賀市	六十四 三、間人 京都府京丹後
市	五十四 八、宮津 京都府宮津市六十

富山県氷見市	五十六 四、魚津 富山県魚津
市	六十三 伏木 富山県高岡市六十三
八、富山	富山県富山市六十六 十九、砺
波 富山県砺波市	五十九 二、秋ヶ島 富山
市	六十四 二十二、上市 富山県中新
川郡上市町	五十一 零、南砺高宮 富山県南
砺市	六十二 二、八尾 富山県富山市六十
三十六、洲洲	石川県珠洲市五十 一、三、粟島 新
輪島 石川県輪島市	五十二 二、三井 石川
県輪島市	四十五 二、志賀 石川県羽咋郡志
賀町	四十八 三、七尾 石川県七尾市五十
四、三、羽咋	石川県羽咋市五十 一、かほ
く 石川県かほく市	五十三 二、金沢 石川
県金沢市	六十 三、小松 石川県小松市六
十九、白山吉野	石川県白山市五十四
一、柏野	石川県加賀市五十九 十、三国
福井県坂井市	五十四 十、春江 福井県坂井
市	六十一 十八、越廻 福井県福井市六十
一八、福井	福井県福井市六十九 二十
五、勝山	福井県勝山市五十八 一、大野
福井県大野市	五十九 五、今庄 福井県南条
郡南越前町	六十 二、七、敦賀 福井県敦賀
市	六十四 十八、美浜 福井県三方郡美浜
町	六十六 十七、小浜 福井県小浜市六十
八、二十七、今津	滋賀県高島市五十八
三、長浜	滋賀県長浜市六十五 九、米原
滋賀県米原市	五十二 零、南小松 滋賀県大
津市	六十 六、彦根 滋賀県彦根市六十
七十一、東近江	滋賀県東近江市七十五
三、長浜	滋賀県長浜市五十七 零、明
三十、大津	滋賀県大津市七十四 二十八、
信楽	滋賀県甲賀市六十一 零、土山 滋賀
県甲賀市	六十四 三、間人 京都府京丹後
市	五十四 八、宮津 京都府宮津市六十

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

三について

厚生労働省としては、災害時においては局所的に被災者が多く生じ、また、医療機関が被災する可能性があること等から、災害の種類や規模に応じて利用可能な医療資源を可能な限り有効に用いるため、あらかじめ、災害を念頭に置いていた関係機関の連携体制を構築しておく等の必要があると考えている。このため、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)において都道府県が定めることとされている医療計画においては、災害時における医療(以下「災害医療」という。)についても、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制に関する事項を定めることとされている。なお、厚生労働省としては、今夏の各地の熱中症事例が、医療計画に定める災害医療の体制の下で対処されたかどうかについては承知していない。